

## 決算審査特別委員会

9月14日（月）午前9時3

0分開議

議題1 「議案第64号 平成20年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の

審査について

2 「議案第65号 平成20年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

について」の審査について

3 「議案第66号 平成20年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につ

いて」の審査について

4 「議案第67号 平成20年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認

定について」の審査について

5 「議案第68号 平成20年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ

いて」の審査について

6 「議案第69号 平成20年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついて」の審査について

7 「議案第70号 平成20年度嵐山町水道事業決算認定について」の審査につ

いて

---

○出席委員（11名）

1番 畠山美幸委員

2番 青柳賢治委員

3番 金丸友章委員

4番 長島邦夫委員

5番 吉場道雄委員

6番 川口浩史委員

7番 清水正之委員

8番 安藤欣男委員

9番 松本美子委員

10番 渋谷登美子委員

11番 河井勝久委員

---

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

柳 勝 次 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事 務 局 長	杉 田 豊
主 査	菅 原 広 子

---

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
高 橋 兼 次 副 町 長	
安 藤 實 総 務 課 長	
井 上 裕 美 政策経営課長	
中 西 敏 雄 税務課長	
松 本 忠 治 税務課課税担当副課長	
中 村 滋 税務課収税担当副課長	

中	嶋	秀	雄	町民課長
山	下	次	男	町民課保険・年金担当副課長
岩	澤	浩	子	健康福祉課長
山	岸	堅	護	健康福祉課高齢福祉担当副課長
簾	藤	賢	治	健康福祉課健康管理担当副課長
田	島	雄	一	環境課長
水	島	晴	夫	産業振興課長
木	村	一	夫	企業支援課長
田	・	淑	宏	都市整備課長
小	澤		博	上下水道課長
奥	平	清	人	上下水道課管理担当副課長
富	岡	文	雄	上下水道課施設担当副課長
山	下	正	幸	上下水道課下水道担当副課長
田	幡	幸	信	会計課長
加	藤	信	幸	教 育 長
小	林	一	好	教育委員会こども課長
大	塚		晃	教育委員会生涯学習課長
水	島	晴	夫	農業委員会事務局長産業振興課長兼務
松	本	武	久	代表監査委員
藤	野	幹	男	監査委員

---

◎開議の宣告

○河井勝久委員長 ただいま出席委員は 11 名であります。定足数に達しておりますので、決算審査特別委員会の会議を開きます。

(午前 9時30分)

---

◎諸般の報告

○河井勝久委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第書は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

---

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 第 64 号議案 平成 20 年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に全課局に関する質疑が終了いたしております。本日は、歳入歳出を含めて総括的な質疑をお受けいたします。総括質疑者につきましては、前もって届け出をいただいておりますが、4名であります。最初に第6番委員、川

口浩史委員、次に第10番委員、渋谷登美子委員、次に第7番委員、清水正之委員、最後に第8番委員、安藤欣男委員。

それでは、総括質疑に最初の第6番委員、川口浩史委員。

○川口浩史委員 いろいろ熟慮した結果、4項目質問しようと思ったのですが、2項目に絞ってまいります。

初めに、給食調理場の検証であります。検証といいますと、本格的な検証は来年、再来年ということ、再来年の決算になると思うのですが、ここで考えられる点を検証したいと思います。町長は、2008年、平成20年度の施政方針の第1番目に、水と緑豊かなという項目の中で消防と防災について述べているわけです。ここで防災訓練のことを話しているわけですが、防災訓練のことは先般町長のお考えも聞きましたので、この点はわかりました。そして、給食調理場については「災害時にも使用できる施設として」として給食調理場の必要性を訴えております。そこで、大きな災害が起きた場合、実際にいつから給食調理場としての機能が使えるか、機能を使ったものとして使用できるのか。つまりオール電化ですから、電気が来ないと食事の提供というのはできないと思うのですけれども、その点いつからできるのか、そこに問題はないのか、そこをただしたいと思いますので、いつから使えるのかを1番目に伺いたいと思います。

そして、2番目は不用額の問題です。平成16年度の不用額は7,600万円余り、平成17年は5,400万円余り、平成18年は7,700万円余り、

平成 19 年は 5,900 万円余り、そして平成 20 年度が 1 億 3,700 万円余りと、この平成 20 年度になって突出して高くなっているのです。やはり努力が足りないなと率直に思うわけです。政策経営課の課長によりますと、地域要望は 50% くらいのものにしかこたえられてこなかったということでもあります。仮に平成 17 年の、このときの不用額は 5,413 万 4,549 円でしたけれども、このときくらいにまで努力をすれば 8,330 万 7,976 円、これだけ地域要望にこたえるお金ができたというふうに思うわけです。そこで伺いますけれども、8,300 万円余りのお金があれば何割くらいまで地域要望にこたえられたのか、それから不用額についての考えを伺いたしたいと思います。

以上 2 点をご質問いたします。

○河井勝久委員長 井上政策経営課長、答弁お願いします。

○井上裕美政策経営課長 不用額につきましてお答えいたします。

まず、不用額の考え方でございますが、各事業の入札差金や年度途中で確実に減額が見込まれるもの、こういったものにつきましては 9 月、12 月あるいは 3 月の議会におきまして補正予算として減額をし、他の緊急を要するものに充てさせていただいているところでございます。20 年度の予算の不用額ご指摘をいただいたわけでございますけれども、1 億 3,744 万円ございました。これは、平成 20 年度に実施をいたしました 337 事業、このうち扶助費や実績に基づきます補助金、負担金など、年度末までに確定することが難しいものの総トータルということでございます。区長さんからの地域要

望も含めまして、他の事業に振り向けることができなかったということでご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○河井勝久委員長 高橋副町長、答弁をお願いします。

○高橋兼次副町長 それでは、給食センターについて私のほうからお答え申し上げたいと思います。

町の地域防災計画というのがございまして、その中の災害時の食料供給等についてということで列記されておりますけれども、ちょっと幾つか申し上げてみたいと思うのですけれども、まず食料の備蓄については町及び町民が行う、そして災害時の食料の給与の対象者については避難住民及び災害救助従事者ということになっております。そして、地域防災計画をつくりましたとき想定されておりました西埼玉地震、これの緊急時の避難人口については85人というふうになっております。それを町が1日分3食、これを備蓄するということになっておりまして、255食ということになっております。現在この数量についてはこれを超えた備蓄量を持っております。これの実際に供給するときでございますけれども、お湯を沸かして、そしてアルファ米あるいは豚汁の袋の中にお湯を入れて、それで炊き上がるような形になっております。そして、このところ深谷断層地震というものが県の地域防災計画の中で出てまいりまして、それによりまして避難者の数というのがかなり大きな数になっております。嵐山町で想定されておりますのが4,106人という



ことですから、これの1日3食分ということになりますと1万2,318食ということとで、これだけ備蓄するのはちょっと大変なのかなという感じがしております。

そして、お尋ねの給食センター災害時にということでございますけれども、今申し上げましたように、最初の1日については備蓄したもので対応すると、そして2日目以降については民間業者から速やかに材料の調達をしながら、あるいは場合によったら県に要請をしていくということになっています。そうしますと、給食センターオール電化ということございまして、ライフラインの電気がいつ復旧するかということでございますけれども、こういう施設については電力会社も早急に復旧すると申しますか、かなり早い時期に仮に何かあっても復旧ができるのかなというふうに思っています。したがって、いつからできるかということでございますけれども、電気のライフラインが復活次第、材料の調達等の問題でございますけれども、そういう意味からいけば避難された人たちに、あるいは従事者に供給する食料等についてはしかるべき時期から給食センターにおいても対応ができるのかなというふうに考えております。

以上です。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 調理場からでいいのですけれども、川口町に昨年視察に行ったとき、あのくらいの地震になりますと1週間電気が来るまでに時間がかかったと。役場に電気が来るまでに1週間かかったということなのです。で

すので、あのくらいの地震が来たら恐らくここも1週間くらいは電気が来なくなるということが考えられるわけです。今最初の1日目は備蓄だと、2日目から民間ということでお話があったわけですが、果たして民間で4,106人、これだけの人の分を賄い切れるのかと考えると、少しでも町でやっていかないと、つくっていかないと本当はいけないというふうに思うのです。そういう点でやはり電気はそういう復旧するまでの時間があるわけですから、いろいろ便利かもしれないですけども、災害時の施設として使う場合問題がやはりあるというふうにお考えになるのか伺いたいというふうに思います。

それから、不用額についてなのですが、ちょっと答弁には驚きましたけれども、後期の場合はいろいろ初めてのことですから、あつたと、若干多くなってしまうというのも仕方ないかなと思うのです。それでもちょっと高いですけども。例えば予防費、昨年は8,023円ですけども、昨年というか、19年度それが116万6,292円、10倍にしてもまだ足りない。10倍を超える金額が不用額です。これで努力しているというふうに言えるのですか。これ健康福祉課たまたま開いたので、言いましたけれども、清掃費にしたって19年が44万円だったのが今度は148万円ですから、同じ事業をほとんどしていてこういうふうに残っている、不用額として出しているわけですよ。これきちんと見て課長は仕方ないとおっしゃったのですか。課長で答えられないのであれば、ちょっと町長か副町長にお願いしたいのですけれども、やはりこれだけの金額を見ますと努力が足りないというふうに見ざる

を得ないのです。地域の活性化等いろいろお金も来て使いこなすのが大変だったという面はあるかもしれませんが、清掃費に関してはありませんでしたので、その点もう一度精査をして答弁していただきたいと思うのですけれども。

○河井勝久委員長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えいたします。

不用額の関係でございますけれども、昨年、平成20年度の不用額、これを款別にちょっと見てみますと、民生費が5,226万円、それから予備費が、多い順ですね、予備費が1,574万円、この2つで不用額の57%ぐらい、これぐらいを占めているわけでございます。そのほかのものにつきましては、それぞれの不用額あるわけでございますけれども、予算現額に対します不用額の割合ですけれども、これは大体2.1%ということでございまして、川口委員はこれは大きな数字だというふうにお考えだということでございます。私のほうも決して少ない金額ではないと思っておりますけれども、やはりそれぞれの年度には異なった個々の事情があるわけでございまして、そういった事情の中で残ったものであると。先ほど川口委員にご指摘いただきました後期高齢者の広域連合の負担金、これにつきましては三千数百万円が残っているわけでございます。そういったこともいろいろなことがありまして残ってしまった金額ということでございます。しかしながら、不用額につきましては、大きな額を残すということは決していいことではございませんので、

予算現額との差をなるべく少なくするように、私どもをはじめ担当課のほうによく注意をしていただきながら予算を執行してまいりたいというのが政策経営課長としての考え方でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 給食センターの問題ですけれども、深谷断層地震、先ほど想定される避難者の数が4,106人というふうに申し上げました。これは、やはり各自治体とも大変な数字だというふうに考えておるのでありまして、どこの自治体も大変対応に苦慮しているのかなというふうに思っています。今度の給食センターの給食の数と申しますか、1,900食ということで設定をして今つくっているわけでございますけれども、したがってその数からいってもとてつもない数字になるのかなというふうに思っております。

先ほど食料の民間ということがございましたけれども、これについては調達計画というのを事前につくるということになっておりまして、この辺については各自治体もそれぞれの民間の事業所と協定を結んだりというような形でやっておりますので、町においてもこの辺については今後考えていかなければいけないかなというふうに思っております。

そして、現在の給食センターで設置が予定されておりますかまの能力でございましてけれども、これを1台動かすのに例えば発電機と申しますか、というようなこともちょっと考えてみたことがございます。ただ、かなりやっぱり1

台動かすのに高額ということなのです。それは、お金を幾らでもかけていいならそれはそれなりの対応もできるのかなというふうに思っています。ただ、現在の状況からいってなかなかそれは難しいのかなというふうに思っています。いずれにしても電気以外ですとガスとかプロパンのガスだとかいろいろございますけれども、小規模でしたら当然自然のまきとかそういうのございますけれども、したがって今度の深谷断層地震に対する町の地域防災計画の見直しの中で、この辺の数字についてどうとらえていったらいいかというのも研究していかなければいけないし、早急に詰めていかなければいけないのかなというふうに思っております。

先ほどの備蓄の1万2,000云々ということをいつも防災倉庫にとどめておくというのは大変なことございまして、これらについては埼玉県の備蓄倉庫もございまして、そういうものとの調整というのがどういうふうになっていくのかということかなと思っております。いずれにしても嵐山町あたりで深谷断層地震が仮に起きた場合には、とても嵐山だけで云々という形にはならないかなというふうに基本的に考えております。いずれにしてもできる手だてについては今後も研究していかなければいけないかなというふうに基本的には思っております。

以上です。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 調理場なのですが、今副町長からお答えいただいたわけ

ですけれども、やっぱり電気だけに頼っているという、電気だけで動かすところでは施設としてはやはり私は問題があったというふうに言わざるを得ない。事実上副町長もお認めになっているというふうに思います。そういう点で、ここはガスのパイプラインが来ているわけではありませんから、プロパンになるわけですね。プロパンであればすぐに使えたわけでありますので、その辺のエネルギーの選び方の問題というのはあったなというふうに思います。今後もこの調理場の問題についての検証というのはほかの面でも進めていかなければいけないと思いますので、これ以上答弁いただいても同じような答弁でしょうから、これは結構です。

それで、不用額なのですけれども、余り多いのは好ましくないということで、そういう答弁までいただきましたけれども、町長が就任して以来、私先ほど平成16年度から出しましたけれども、ずっと1億円以下で来ているのです。多くて7,700万です。一番少ないのが平成17年の5,500万。努力をすればここまでできるわけですね。こういう努力を余りしないとどっとふえてしまうわけです。ふえてしまったのをかばうような発言されますので、そうすると地域要望にこたえる点は本気でこたえるつもりがあるのかということまで疑いたくなるのです。やはり担当課としては、あるいは執行の町長、副町長としては、こういうお金をきちんと整理をして地域要望にもこたえていくということが必要であるというふうに思うのですが、その点課長からはわかりましたので、町長か副町長に伺いたいと思います。この辺努力をしてやはり1億

円以下を目指したいというくらいの答弁をいただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○河井勝久委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 不用額について私のほうからお答え申し上げたいと思います。

今1億円というお話がございましたけれども、それはその時々その年度、年度の状況と申しますか、いうものによって変わってくるわけでございまして、一概にお金の額で云々ということはいかがなものかなというふうに思っています。ただ、川口委員おっしゃるように、できるだけ我々としても不必要なものについては早目にわかれば補正予算で減額の対象にしたり、それを違う事業に回していくというふうなことは可能かなというふうに思っております。ただ、今かなりの事業が、例えば道路関係等についてもかなりの本数をやっております、しかるべき時期にこの事業に幾らかかって幾ら残るといふものがなかなかつかみづらいというようなこともございます。したがって、川口委員おっしゃることもよくわかりますので、できるだけ不用額が早目にわかるものについては補正で対応し、そしてその財源を例えば地元要望で取り残している部分が仮にあるとすれば、優先的に考えて、ではこれをそこに投じておこうというのは当然考えられることでございまして、その辺については今後も念頭に置きながら、いろいろ地元優先と申しますか、地域あつての町でございまして、その辺は十二分に考えていきたいというふうに思い

ます。

以上です。

○河井勝久委員長 次に、10 番委員、渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 一応総括として7つほど用意したのですが、一番最初なのなのですが、これは各課でやろうと思っていたものをこちらに回すようにと言われたものなのですが、駒王太鼓の愛好会の町の位置づけなのなのですが、駒王太鼓一式と衣装一式は町の資産になっています。一方、今回はコミュニティー補助金で250万円が駒王太鼓愛好会のほうに出されて、それで太鼓を6基購入したのです。駒王太鼓自体は、愛好会というのは個人の集まりかなと思うのですが、それに対しての補助の仕方と、それから越畑獅子舞や古里獅子舞、古里祭り獅子舞での保存会との補助金とはちょっと位置づけが違ってこなくてはいけないかなと思っているのです。嵐山町では、駒王太鼓はふるさと創生で購入したわけで、それは町のものになっていて、今回の愛好会のものはコミュニティー事業の補助金は愛好会の太鼓になってしまったわけなのなのですが、コミュニティー事業の補助金は町が行っている事業に対しての補助金でなかったためにこうなったのか。駒王太鼓一式の管理はどこが行っているのか。今嵐山町では駒王太鼓がいろいろなところで活動しているわけなのですが、実は嵐山町にも太鼓の愛好者というのはかなり、何人か、ある程度いらっしゃるということは知っています。それで、その方たちは駒王太鼓自体は活用できない状況に



あるようなので、駒王太鼓の現在の管理と、そして駒王太鼓愛好会の町の位置づけについて特に伺いたいと思います。

2番目なのですけれども、アイプラザにパステルが入って、ちょうど20年度から始まって1年たって、私も時々利用させていただいているのですけれども、アイプラザの維持費が144万494円です。アイプラザになってから実は入りにくいというふうな意見を伺っていて、確かに後ろのほうの奥にある、パステルではない奥は今アイプラザになるわけですけれども、非常に活用しにくいなというのもあるのですけれども、いつも恒常的に使う部分はいいのですけれども、そうではない部分は活用しにくいことと、あとアイプラザ、かつてでしたらお願いしたものはポスターなどは張っていただけたのですけれども、パステルとの関係で張れなくなったというか、場所的な部分があるので、ということもあって、パステルが入ったためにちょっと町民の方が不自由をなさっている部分もあるかなと思うのですが、その点についての要望というふうなものはなかったかどうか伺いたいと思います。アイプラザのパステルはとても活用しやすいようにしたほうがよいと思うので、その点伺いたいと思います。

その次に、これは昨年も伺っているかと思うのですけれども、菅谷出張所と勤労福祉会館の維持管理費と他団体の負担金の関係なのですけれども、勤労福祉会館に関しましては、管理事業が104万527円ですか、そして商工会のほうから出てくるのが40万強なので、これは面積案分としては

適当なのかなと思っているのですが、菅谷出張所に関しましては需用費の部分だけで264万8,879円なのですが、管理料というふうな形で歳入として入ってくるのは79万6,339円なのです。菅谷出張所管理自体は樹木の管理もありますし、いろいろあると思うのですが、それに関してはなくて光熱費だけで案分していて、それも面積案分であったなというふうに感じるのですが、これですと将来的にシルバー人材センターと、それから社協の独立というのを目指すのがちょっと難しいのではないかなというふうに思っています、決算との関係でそこら辺の考慮というのはあったのかどうか伺いたと思います。

次に、入札の問題なのですが、先ほどの川口委員との不用額の関係でいきますと、町内業者については落札率がほとんど95%以上になってくるのです。皆さんは多くの質疑の中で町内業者の育成というふうな形で質疑があつて、町内業者にできるものは町内業者にというのは方向としてはわかるのですが、これは私は町内業者の育成とは異なっていて、町内業者の順番による落札が推測されるのです。これですとこれは町内業者の育成ではなくて、逆に業者による価格のコントロールというふうに考えてもいいかなというふうに思うのです。それで、これについては実際に見られてどのように見解として持っていらっしゃるのか、また20年度と21年度とではかなり入札の仕方も変わってきているでしょうけれども、そのところの評価はまだしていないのですが、町としてはどのようにお考えになっているのか伺い

たいと思います。

次に、5番目ですけれども、平成20年度に関しての非常勤職員と正規職員と短時間雇用職員の割合と業務量、これはやはり余りに重要なある程度のもので、非常勤職員が入ってきて正規職員が少なくなったら、事業自体に差しさわりが出てくる部分もあるかなと思うのですが、そこら辺についての評価について伺いたいと思います。

それから、6番目ですけれども、現金会計のやりくりについて伺いたいと思います。今回一時借入金で議決の必要な5億円までいって、ちょっとこれは厳しいなと本当に思ってしまっただけですが、それについて今後もしこのようなことがある場合も考えられると思うのですが、3月31日とかぎりぎりの段階、3月20日とかぎりぎりの段階になってまた議会を開催して、当初予算の一時借入金の部分を変更していくというのは非常に難しいかなと思うのですが、もしこのようなことが今後もあるようでしたら、一時借入金の額をある程度変えていったほうがよいのかどうか、そこら辺について伺いたいと思います。

そして、現金会計のやりくりなのですから、他団体の決算との整合性については、特に平沢土地区画整理組合の決算と嵐山町決算とにそごがあったわけなのですが、それをどのように考えていくのか伺いたいと思います。

それから、7番目なのですから、これは監査委員のほうにお伺いした

いのですけれども、埼玉県監査委員協議会と比企郡市監査委員事務協議会でそれぞれの自治体の問題について、あるいは課題について議論されたことというふうなことについてありましたら伺いたいと思います。私は、今回の決算の個々の問題に関しては団体補助金、特に補助金に関してはある程度、団体補助金等に関しては、それから一部負担金、それに関しては集中的に監査していただきたいと思うのですが、これがもし同じような問題を抱えているものが比企郡市の監査委員会事務局や埼玉県監査委員協議会などであるのならば、それは同じようにして一緒に監査を出していただきたいと思いますし、あるいはそれも難しいという感じであるならば、外部監査を団体補助金に関しては委託してもよいかなと思うのですけれども、その点についての考え方を伺いたいと思います。

○河井勝久委員長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 初めに、私からアイプラザの関係につきましてお答えを申し上げます。

パステルでございますけれども、障害者の社会参加と就労支援ということで昨年の5月18日から営業しております。平成20年度のパステル関係で町民の声ボックスに寄せられましたご意見、これが幾つかあるわけですが、好意的なものがほとんどでございます。町のほうにはご不満の声は寄せられておりません。使いづらいというお話もございますが、入り口の正面ドアにはトイレ、ご休憩でもご自由にお入りくださいというような掲示もし

ておりますが、渋谷委員今使いづらいという声も聞いていらっしゃるということでございますので、もう一度利用される皆様の立場に立って検討はしていきたいかなというふうに考えております。

以上です。

○河井勝久委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 非常勤職員と正規職員の業務量、これについてお答えをさせていただきたいと思います。

昨年度の正規職員、フルタイムでございますけれども、150人。育児休業等に入っている職員を除いてですね。それから、育児短時間勤務職員、週3日、24時間勤務、これは合計で24時間ですね、これ1人。非正規職員、これが嘱託員が4人、臨時職員が78人、合わせて82人ございました。非正規職員の業務内容とすると、正職員の補助的な業務、データの入力等の繰り返し行う業務、あるいは短時間あるいは季節的な業務、これらが中心でございます、これらを業務量でどのくらいかという、これは調査するのはなかなか難しいわけございまして、単純に勤務時間で比較してみますと150人の正規職員、1年間に約31万9,000時間、これに非正規職員7万7,000時間。そうしますと、正規職員1に対して0.24の割合、時間にするとうと4分の1ということでございまして、先ほど非正規職員の業務内容で申し上げたそういった一定の業務については臨時職員の果たす役割が大きくなっているということが言えるのではないかというふうに思います。

以上です。

○河井勝久委員長 田幡会計管理者兼会計課長。

○田幡幸信会計課長 一時借入金の限度額はどうかということにつきましてお答えしたいと思います。

20年度につきましては、2月の下旬に3億、それから3月の下旬に2億ということで、5億円を一時借り入れしたわけなのですが、これにつきましては国庫補助事業でありますまちづくり交付金事業というのを現在やっております、これにつきましては最後に各事業が終わったときに一括して補助金、また起債が入ってくるということでありまして、20年度で申しますと、まちづくり交付金事業の補助金につきましては4月1日に約4億4,000万円、それから4月の下旬、それから5月の連休明けに起債が1億2,000万円と、このような状況で入ってまいりました。また、これらの事業を実施しますと前払い金が40%だったですか、それらも発生しまして、なかなか資金繰りというのは大変なわけでありまして、そういうことでありまして、21年度につきましてはこれから10月から事業も本格化し、また支払いのほうもそれなりにある程度出てくるという状況になってきますので、改めて資金収支計画を確認した上で一時借入金の限度額が5億円でいいのか、もう少しふやさなければいけないのかということ確認をもう少し精査していきたいと考えております。

以上です。

○河井勝久委員長 田口都市整備課長。

○田口淑宏都市整備課長 私のほうから平沢土地区画整理組合の決算と  
のそごということでございますけれども、平沢土地区画整理組合の平成 20  
年度の決算では、まちづくり交付金分の補助金の 21 年度に繰り越した  
8,071 万 1,000 円につきまして、平成 20 年度の区画整理組合の出納整  
理期間内に町から入金されたため、平成 20 年度の収入として処理し、この  
補助金を翌年度に繰り越して 21 年度の会計で処理していくということになっ  
ております。

以上です。

○河井勝久委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、菅谷の出張所等の関係についてまずお答  
え申し上げたいと思います。

今渋谷委員のお話のように、商工会、社協、シルバーというふうなお話  
がございました。商工会については、行政財産の使用料、こういうものを一  
部いただいております。ただ、これも条例に基づく金額についてはとても  
払えないということもございまして、それを減免しながら使用料をいただい  
ていると。一方、社協、シルバーについては使用料については免除しておりま  
す。これは、当初から当然町がお願いしながら進めてきている部分もござい  
ますし、旧役場を使うというようなことでありまして、使用料についてはそれ  
ぞれ免除してございます。

そして、維持管理料について社協どういうものを払っているかと申しますと、1つは光熱水費、そしてまた維持管理料の中に建物の共済保険、セコム、清掃委託、そしてまた勤労福祉会館を含めた消防保安設備の管理委託料あるいは電気保安委託料、こういうものをそれぞれの面積に応じて面積案分しているということでございまして、先ほどお話しのように社協が57万円ほど支払ってございます。以前は、この維持管理料も含めて免除していたときがございました。ただ、行財政改革の中で当然維持管理料というものは一定のものをいただくべきだということもございまして、ここ数年来この維持管理料というものもいただき始めたところでございます。

したがって、今お話しのようにできるだけ社協、シルバーも今後独立をしていくというようなことは非常に重要なことございまして、そういう方向で考えているわけでございますけれども、建物を自分たちで調達をして、あるいは建設をしてどうだというのは、とても考えられないというのが実際のところかなというふうに思っています。新しい交流センターの中でどういう形になるか今後の課題でございますけれども、ただ社協もシルバーもそれなりに力をつけてきているというのは事実でございまして、応分の負担というのは当然していくべきかなというふうに思っております、この辺については今後の課題にしていきたいなというふうに思います。

もう一つ、入札の関係でございましてけれども、20年度の落札率をちよつと申し上げてみたいと思いますけれども、町内業者を対象にして一般競争



入札2件ございました。対予定価格の落札率ということで申し上げてみたいと思うのですけれども、この2件の平均 84.42%でございました。一方、指名競争入札 18 件ございまして、対予定価格の落札率が 94.25 ということで、先ほど渋谷委員お話しのように、指名競争入札においての対予定価格の落札率が比較的高どまりと申しますか、いうものは私どももほかの入札と比べてというのは考えております。したがって、この辺については結果だなというふうに基本的には思っております。したがって、できるだけ町内業者それぞれ実力をつけながら、お互いに競争しながら仕事の請負していくというのは、それぞれの会社のいろんな考え方もございますけれども、これらの落札率については今後もちよっと注意をしながら見ていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○河井勝久委員長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 駒王太鼓愛好会の町の位置づけということですが、最初に越畑、古里の獅子舞とか、それから杉山城保存会とか、これは教育委員会は指定文化財保存管理事業として補助金を交付させていただいている。お話しの駒王太鼓は、社会教育団体諸事業として補助金を 11 万円交付させていただいている。駒王太鼓の活動内容については、委員さんご案内のように、嵐山のいろんなお祭り、夏祭りとか嵐山まつりや学童祭りとかコロニーのお祭りとか、いろんなものに活動していると。それらについては、社会

教育とか生涯学習の振興に資する活動として、教育委員会として11万補助をさせていただいております。聞くところによりますと、設立は平成2年4月のことで、設立の目的は嵐山町の歴史、文化を理解して駒王太鼓の振興と普及に努め、新しい町の文化の創造と活性化を図るということで、この設立の経過等については正直詳しいことは私はわかりません。しかし、書類等を見せていただきますと、平成2年にふるさと創生事業として、当時の太鼓とかどらとかほら貝あるいは笛などを当時の町長さんから駒王太鼓を愛する会の会長さんに引き渡しというところから始まったようです。それで、今回の一般コミュニティー助成事業250万についても、教育委員会経過ではなくて町直接のようでございますので、町との関係と位置づけとなると教育委員会としては詳しいことわかりませんが、教育委員会の立場とすると、子供たちの活動もありますし、伝統の和太鼓の育成、継承ということもありますので、生涯学習、社会教育の観点に資するということで補助金を交付させていただいております。

教育委員会の答弁とさせていただきます。

以上です。

○河井勝久委員長 松本代表監査委員。

○松本武久代表監査委員 監査委員に対するご質問でございますけれども、お答え申し上げたいと思います。

お尋ねの埼玉県、あるいはまた比企郡監査事務研究会でのお尋ねの件

でございますけれども、お説のように比企郡監査事務研究会、あるいはまた研究協議会、そしてまた県には埼玉県町村監査委員会協議会というのがございますけれども、それらでそれぞれ抱えている諸問題について個別の議案として審議をしたことがあるか、あるいは協議したことがあるかということでございますけれども、特にそうした個別の事案については協議したことはございません。専ら両協議会とも研修会、あるいはまた講習会でございますけれども、法制度、自治法等が変わりますとそうした問題について講師を派遣をいただいて講習しております。

ちなみに、去年は比企郡の研究協議会については地方自治体の自己財源の確保についてというふうな議案と、あとまた財政健全化法案に対する講演をいただいたわけでございます。

そしてまた、全国の研修会というものが東京でございました。それには1泊2日の研修でございますけれども、私どものところは近いものですから、初日についてはバスで行って、これは義務づけて参加しておりますし、次の関係につきましては自由参加というような形で数多くの方が2日目も参加しております。また、県外研修があるわけでございますけれども、それには出ております。

また、埼玉県では年研修が1回ないし2回ございまして、去年は今問題になっております包括外部監査及び個別外部監査の導入についてというふうな講習に参加をいたしました。なぜそういうふうな事案として、あるいはま

たそれぞれの抱えている自治体の問題点が必ずしもないわけではございませんで、あるのだと思いますけれども、どうしてないのかなというふうに私も不思議には思っているのですけれども、やはり自治体ごとに余り内容についてつまびらかにしたくないというのが恐らくあるのだなと思うのですけれども、そんなことが一つの要因かなというふうに、これは私なりの考えでございますけれども、あります。そんなことで、雑談的には若干ございますけれども、正式な議案として、あるいはまた討議材料としてやったことというのはございません。

そしてまた、お尋ねの他団体への対応でございますけれども、前回のときにも何かご質問いただいた経験がございますけれども、監査委員として、そうした外部団体についての監査は入るわけでございますけれども、やはり公益的なものにつきますと私ども決算資料はいただきますけれども、個別に調書あるいは証拠書類をとって監査するということは今までかつてなかったと思いますけれども、私のときにもやった経験ございません。と申しますのは、やはりそこにはそれなりの事業計画を立てながら、役員さんがおりました、その合意によって事業が展開され、そしてまた監査委員さんがおりますので、それらを綿密に審査をして監査報告として決算書ができているのだな、そんな思いでございますけれども、そうしたこともありましてなかなかそこまでは監査が及んでいないというのが事実でございます。

そして、渋谷さん勉強されてよくご承知、私よりも熟知しておりますので、

外部監査の関係でございますけれども、私今嵐山町の条例を見ておりませんので、そうした外部監査の導入についての条例が制定されておればできるのだと思いますけれども、監査委員の申し出によるということ、あるいはまた議会からの申し出、そしてまた町からの申し出、そしてまた住民による申し出があればそれはできるのではないかと思いますけれども、特に今差し当たって監査委員から私どもでは無理だから、外部監査を導入したらいかがなものかというふうに町のほうに申し出することについては、まだ検討はしておりません。

お答えになっているかどうかわかりませんが、私からの答弁とさせていただきます。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 まず最初に、駒王太鼓の位置づけなのですから、駒王太鼓は資産自身は駒王太鼓一式と駒王太鼓の衣装一式は町の資産として上げてあるのですね。ということは、駒王太鼓愛好会のみのものではないというふうに考えるのですけれども、その管理についてはどのようになっているのか。そして、かつては駒王太鼓に関しては、鎌形小学校があったときには鎌形小学校のクラブ活動があったと思うのですけれども、今現在は駒王太鼓は駒王太鼓愛好会のみが利用しているという形になっていますけれども、嵐山町にも実はそれなりに太鼓を演奏するというのですか、私は太鼓というのは駒王太鼓にしてもあれにしても伝統音楽というよりは現代音楽

に近いものであるなというふうに、現代音楽というか、現代モダンダンスとい  
うか、そういうふうなものに近いものだなというふうに見ているのですけれど  
も、駒王太鼓一式のまず管理のあり方として、駒王太鼓愛好会だけのもの  
ではないというふうな形を皆さんにお知らせして、そして借りたい方は借りれ  
るような形にする。あるいは、例えば今ですと嵐だけが駒王太鼓の団体にな  
っているわけですよ。そうではない、嵐と、それから川島小町というのです  
か、と駒王太鼓の3つの団体しか使っていないのですけれども、これとても  
大きな金額になってきますので、もっと使えるような形にしていくべきだと思  
うのですが、その点について伺いたいと思います。

菅谷出張所と勤労福祉会館の関係なのですからけれども、それは将来的に  
はという形で考えていいのだと思うのですが、今のシルバーのほうは決算  
書見なかったのですけれども、社協のほうは決算書を見ました。そうしたら、  
やっぱりかなり状況的にはよいなというふうに感じました。それと、見た感じ  
ではやはりこれは社協の場合は介護保険だけではなくて、いろんな事業もし  
ているわけなのですからけれども、介護保険の他団体の部分を見てみますと、  
他団体は介護保険は民間がやっていますよね。民間がやっているために、  
逆に言えば社協の場合は建物とかの住居費というのですか、それが非常に  
少ないので、競争力としてはあると思って見ているのですが、その点につい  
てはどのような判断で、逆に言えばすごくあるのです。家賃とかそういったも  
のがないわけですから、競争力としてはあると思うのですが、その部分が

うまく反映できていないかなというふうに思っているのですが、その点はどうにお考えになるのか伺いたと思います。

それと、入札の状況なのですが、これは私は今後のこともあると思うのですが、結果だという形だったと思うのです。でも、私はある程度政策的なものもあるなというふうに思っていて、実はずっと見ていると、その業者が言う地域の仕事をその業者がとっているというふうな感じもある程度見えてくるというふうに見えてあります。そうすると、逆に言えば総合評価制度にしていて、嵐山町のほうで環境問題とか、それから請負業者の問題とかも評価していくような形でやっていったほうが、単純に入札の金額だけでやらない方向のほうがよいと思っているのですが、その点についての考え方は20年度ではなかったわけなのですが、21年度はITによる入札ですね。埼玉県の入札に入ったわけなのですが、その部分についての考え方を伺えたらと思います。

非常勤職員と正規職員の関係なのですが、これは言葉を忘れてしまいましたが、公務員の非常勤職による貧困というのは問題になってきていますけれども、その点についての考え方で、公務員と非常勤職員のかかわりについては考えられたことがあっての結果かどうか伺いたと思います。

それから、他団体との決算との整合性なのですが、平沢土地区画整理組合の事情はわかったとしても、これはほとんど町事業を行っているわけですから、整合性がないといけないと考えているのですが、8,000万近く

の差なのですよね、たしか。8,071万1,000円の差があったわけなのですよ。この解消というのはどのようにお考えになっているのか伺いたいと思います。

それから、監査委員の関係なのですけれども、私は特に今回の決算の中で、団体への補助金の中で既得権を持っている団体もかなりあるかなというふうに考えています。それについては、今町で監査をすることが、集中監査をするべきで、団体全体について団体の補助金の中で10%カット、20%カットという形ではなくて、本当に必要なものにはきっちりした補助を出していくべきであるし、そうではない既得権的な団体の補助金であるならば、それを見直さなくてはいけないと思うのですが、それについては町長が集中監査に願いますか、あるいは外部監査を委託するかになってくると思うのですが、その辺の考え方について伺いたいと思います。

負担金についてもそうなのですけれども、これは特に思ったのは防犯の関係の負担金ですけれども、そこら辺についての考え方を伺いたいと思います。

もう一つ、ちょっと戻るのですけれども、入札のことなのですが、私が見たのは嵐山町の入札にかかわるものだけだったのですけれども、平沢土地区画整理組合のことに関して言いますと、ちょっとこれはどうなのかなというふうな、これは落札率は見えないのですけれども、落札している業者がやはり、嵐山町のものと一緒に考えて順番を追っていくと、やはり同じような傾



向が多分見られるのだろうと思うので、その点についてもあわせて伺いたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 非常勤職員と正規職員の関係でございますけれども、たしか昨年も渋谷委員さんにこの点について質問いただいたわけですが、町ではいろいろご指摘をいただきまして、昨年からだったと思いましたが、給与面の改善、それから雇用面の、休暇制度、その改善、法に基づく形での改善、こういったことをやらせていただきました。あと今年からは、臨時職員といえども地方公務員でございますので、地方公務員法の適用を受けるわけでございますので、研修を年に2回実施をすることにいたしました。こういったことございまして、先ほど申し上げましたように、非正規職員という言葉は余りよくないかもしれませんが、臨時職員さんあるいは非常勤の嘱託員さん、これらの方々はどういう就労面で改善できるものがあるか、今後も引き続き検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○河井勝久委員長 田〇都市整備課長。

○田〇淑宏都市整備課長 平沢土地区画整理の関係でございますけれども、今回このような会計処理をしていたわけなのですけれども、組合と協議いたしまして今後検討させていただき、不合理な点があれば今後改善していき

たいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○河井勝久委員長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 お話のありました愛好会の太鼓BGに保管して練習して、子供会の嵐の会とか川島小町とか使っておりますけれども、いずれにしても経過をたどると町の財産でありますので、ではほかの人も使えるなら使っていたらどうでしょうかというご提言ですけれども、町の財産ということで難しいところはあるかもしれません。会費、補助金で運営しているところで、練習日程であるとか、いろいろなものの修理とかあろうかと思えますけれども、町のものは効果的に活用するということが大きな趣旨ですので、愛好会の皆さんと話し合ってみて、どういうことができるのか、課題があれば何かということは情報交換して協議していきたいと思えます。

○河井勝久委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 社協のお話ございましたので、ちょっとその辺お答え申し上げたいと思えます。

決算を見ていただいたということで、やはり今渋谷委員お話しのように、一時に比べてかなり力がついてきたというのはどういうことかと申しますと、介護保険の事業所として例えば居宅介護、訪問介護、福祉用具、こういう事業所、そして平沢のひだまりの丘で行っておりますデイサービスあるいはグループホーム、この辺が順調に推移をしてきているというふうなことかなと思えます。特にひだまりの丘のデイサービス、グループホームは一定の土

地と建物を購入しましたもので、これらの返還も何とかこのところで見通しが立ってきたというのも大きな要因かなというふうに思っております。

ただ、一方法人運営を見た場合には、これはなかなか寄附金だとかいうものが原資になっておりますので、なかなかそう簡単にはいかないかなというふうに思っております。ただ、このところかなり人件費については、今町から派遣している職員のみの人件費しか補てんをしていないということでございまして、そのほかの社協の職員の人件費はいろいろな事業所等によって今生み出しているというふうな状況です。ただ、このところやっぱり介護保険の事業の見直しというのかなり行われておりまして、これも3年をたつて一定の方向出てまいりました。したがって、今後もやはりそれなりの力というのはかなりできてきているのかなということで、いずれは独立をしてやれるような形に持っていきたいなというふうに思っております。いずれにしても職員あるいはヘルパーさん等、皆さん頑張ってください、その結果が今こういう形になっておって、できるだけその辺についても還元できるものは今年も還元をしていきたいということで、ある措置をとったところでございます。いずれにしてもできるだけ独立をしながら力をつけてやっていければというふうに考えております。

入札の関係ですけれども、やはり20年度は先ほど申し上げたような形ですけれども、21年度は一般競争入札1,000万以上についても、すべて1,000万以上については一般競争やるということになっておりまして、ここ

のところその辺がなかなかまた逆に難しい面も出てきております。どういうことかと申しますと、参加をする業者の数が少なくなってきてしまっていると、逆に。したがって、その辺についてはもうちょっと範囲を広げて、町内業者に限ったの地域要件だけではなかなかうまくいかないかなというふうなことも最近なってまいりまして、その辺はまた新しい展開をしていかなければいけないかなと思っています。

先ほど落札率だけで考えるのではなくて、総合評価方式を導入してそれなりの方策もというふうなことでございまして、それはそういう方向が私どもも考えられるのかなというふうに思っております。ただ、現実的に総合評価がまだ進んでいないというような状況でございまして、県のご指導等もございまして、総合評価についてはそんなに先寄らずに各自治体も取り組んでいかなければいけないかなというふうに考えています。

また、電子入札も今年度から一部実施をしていこうということで、町内業者に対しての説明会も行いました。ただ、今年は試行的にやっっていこうということでございまして、次の入札のいわゆる参加申し込みというのが2年後にまた来るわけですけれども、そのころは全面的なITというような形になっているのかなというふうに思っています。ただ、それにはそれなりの町内業者にも勉強していただくとか、講習をしていくとかいうようなことをバックアップしなければかなり難しい面もございまして、その辺については今後商工会等も通じながらやっていきたいなと思っています。

平沢区画整理の入札、私結果的なものは見てございませんで、これはいわゆる組合が行った事業でございますので、私のほうから今、ちょっと内容も見てございませんで、どうこう言うことは差し控えたいなと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 松本代表監査委員。

○松本武久代表監査委員 ちょっと申し上げなかったことが1点あるのですけれども、というのは今まで監査の比企郡監査事務研究会なんかの会議なんかのときに特別な事案として出したわけではございませんけれども、よその市町村の方々はほとんど有識者が多いのです。それで、財務監査が中心になってやってきたのですけれども、最近やはり行政監査もやるべきではないかというふうな考え方が、雑談の中といいますか、話し合いがありまして、これからはそういうものにもやっていく必要があるのではないかな、こんな話の申し合わせがございました。特に嵐山町については、補助団体あるいは町から出している団体ございませんけれども、こうした団体については、毎年毎年大きなものから、あるいはまた全部ではございませんけれども、決算書等、あれはちょうどいして見ております。すべて見るわけでもありませんので、昨年見たものについては違う団体、あるいはまた大きなものについては継続して毎年見るというふうなことで見ております。

その内容でございませんけれども、中には確かにもう目的が達成できたのかなというふうに考えられる団体もないわけではございません。しかし、そう

いうことを聞いてみますと、私どもの感覚と、またそれに携わる団体の感覚というのが若干ずれがございまして、主観的に私たちはどうかと思っても、その団体に言わせると必要なのだよと、こういうふうな方々がおるのです、こういうふうな考え持ってやっているのですよと、こんなふうな意見がありますので、その辺については町へも今後若干検討を加えるべきだなんていうことは、文書化はしませんけれども、申し入れはしております。これからやはりそういうものにも目を向けて、もうちょっと行政監査ができればなど、こんな思いで考えておるところでございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 監査の件に関連をしまして、防犯の負担金から発しているわけでありまして、暴力解除推進協議会というのを事業の一つで、これは昨日でしたか、決算審議の中でお話がありました景品について多分に疑念をお持ちのようでありまして、それから端を発しているのかなという感じもしているのですが、委員さん既にご承知と思いますけれども、暴力排除推進協議会というのは、今までは3つの組織がございました。小川警察署管内で薬物乱用ですとか暴力排除ですとか、それから地域安全の青少年の健全育成から、いろんな3つの団体がありまして、それで警察署を中心として活動しているものであるので、1つにしていこうではないかという考えが、意見が出てまいりまして、それが集約をされて1つの組織としてきたわけであります。

その1つの組織として、それを3つのものを1つにしたわけですので、それぞれのところの意義が低下するようではいけないというので、1つ大きな大会をそれぞれがその年、その年計画をして、そこを通じてこの3つの団体であったものが成果が出るようにやっといこうということでやってきているわけでありまして。そして、それが小川町でやったり、また嵐山町でやったりということで交互にやってきているわけでありまして、そのための人を集めるというのが本当に大変なことなのです。なかなか薬物乱用、今テレビで毎日流れていますけれども、そんなようなことがあってはいけないというのは、だれもわかっているわけですが、いざそのために人に集まっていただいて、どういうことがどうなのだということを啓蒙していく、そこに集まっていただくというのは大変難しい。それらを3つにしたのだけれども、なかなか集まらないわけです。それで、小川だけでやっていたのだけれども、今度嵐山町でもやってくださいよというようなことで、嵐山町でもやることになった。

そういう中で、決算審議の中でもありましたけれども、芸能人の人に来ていただいたりというようなこともやってきたのだけれども、そういうことでもないだろうということで、嵐山ではああいうようなことをこの構成団体の中で決めて、小川、嵐山、ときがわ、東秩父、これらの中から選出をされているいろんな団体から出ている人たちの中で検討していただいて、それでああいう方向をとってきたということでございまして、それらのことを外部監査の人にお願いをして監査をしていくことの必要性というのは、私は現在感じておりませ

ん。と申しますのは、この構成している3町1村の理事さん、それから監事の皆様、顧問の皆さん、そして会長、副会長、これらの中で本当に慎重に話をし、しかもそのところに小川警察のご指導いただきながら、あるいはまた今言いました薬物防止の県の組織の方をご指導いただきながらやってきているわけでありまして、その内部についても予算が3つのときに比べても少なくなっておりまして、そういうこともありまして、監査について改めて外部の人をお願いをしてというような考え方は、改めて申しますけれども、ありません。

それと、外部監査というのにも確かに必要なものについては必要でしょう。これから、今代表監査委員さんからお話ありましたけれども、監査の中身、いろんな行政の事務事業というのが大変複雑多岐になってきておりますので、今までと変わった形で見えていただかなければいけないというのはよくわかっております。しかし、外部監査に関しまして、県内でも3つ、4つの大きなところでやっているようでありますけれども、さいたま市なんかを調べていただきましても、大変なお金をかけてやっているわけです。それで、そのところまで、例えば暴力排除のところの監査だけ外部監査をお願いをしてやる状況にあるかどうかという個々に考えていったときに、まだ嵐山町の中ではそのところまでではない。今おっしゃったように、お願いをしている監査委員の皆様方にしっかり見ていただく、それで十分事足りていくのではないかなというふうに思っております。それだけ監査委員の皆様方、長い時間をかけ



てしっかり監査をしていただいておりますので、監査の皆様には感謝をしながら、今の状況で当面は見ていきたいというふうに、外部監査をお願いをする考え方はございません。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 駒王太鼓愛好会の関係なのですが、駒王太鼓一式に関しては嵐山町のものですよね。駒王太鼓愛好会は、嵐山町ではないわけですよね。そのことに関しての管理の仕方なのですが、駒王太鼓愛好会が全部管理をしているのであるのならば、ほかの団体は、太鼓の団体は嵐山町では要らないよというふうに等しいように思うのです。私が知っている限りでは、何人か、駒王太鼓ではない方たちで太鼓をしている方たちもいます。でも、それは結局駒王太鼓が使えないので、嵐山町に来るときは別の太鼓を借りてくるか、そういうふうな形でやっているわけなのですが、でも嵐山町であるのならば、例えば学童保育で駒王太鼓のような太鼓をしてみたいとか、そういうふうな部分もあると思いますし、ほかにもあります。駒王太鼓愛好会に太鼓自体を独占するという形が、今までの経緯からして、私はどういうふうに考えたらいいのかな。嵐山町と駒王太鼓愛好会とは一体のものではないわけですから、その点についての考え方は、管理の考え方、貸し借りの考え方に関しては、はっきりしたものを出しておかないと、規定なりなんなり、要綱なりをつくっておかないと、今後、駒王太鼓愛好会が解散した場合、それだってあり得るわけなのですから、その場合の太

鼓の管理というものをどのように考えていくのか。鎌形小学校があったときには、少なくとも鎌形小学校のクラブ活動に駒王太鼓を使っていたわけですから、そういったことを考えますと、今は学校教育の中でも私はこれは伝統文化とは思っていないのですけれども、駒王太鼓自体は伝統文化とは思っていないのですけれども、そういった形でもっと一般的に、高いものですから、広めていかななくてはいけないと思うのですが、その点についての考え方をもう一度伺いたいと思います。

それから、監査委員に関して、外部監査というか、私が特にお願いしたいなと思っていますのは、監査委員さんができるのならば、していただけることができるのならば、それはしていただきたいと思うのですけれども、今団体補助金の中で、私も決算のときにすごく話をしたと思うのですけれども、団体補助金の中で既得権を中心とした補助金というのがあると思うのです、やっぱり。それは横並びであったり、前例踏襲であったりするわけで、それが少しずつ減ってきたからと言いながら、減ってきたから、それでいいではないかというふうな形ではもういかない、嵐山町の現状を見ていると、いかない状況になっている。例えば学校のスポーツ補助金ですか、あれは65万円ぐらいだったと思ったのですけれども、それは最初は嵐山町は保護者から取っていなかったですね。それを取るようになりました。だけれども、既得権としてある補助金に関しては、それをずっと続けているという事態がやっぱりあって、今の行財政改革の中で10%、20%という形でのカットでは

なくて、本当に必要なものとそうでないものを見直していかななくてはいけない。だから、外部監査あるいは集中的に比企郡市監査委員事務研究協議会などで一緒にその団体補助に関して監査できるのであるならば、そうしていただきたいし、この安い金額の監査委員さんの報償費の低額な金額の中でこれだけの集中管理をしていただくのは申しわけないかなと思っていて、外部監査をというふうな形をお願いしていて、特に団体補助金に関しては、負担金に関しては、ちょっとごめんなさい。先ほど問題があると言ったのですが、負担金に関しては難しいのかなと思うのですけれども、団体補助金に関しての補助に関して、私は外部監査を委託することが難しいのならば、監査委員に関して別途の費用をお願いして、そして集中監査をしていただくべきだと思うのです。これは、順番にやっていたという事なのですから、けれども、やっぱり各シルバーにしても、それからほかの団体にしても、補助のあり方と行政監査を一緒にしていかななくてはいけない時代に来ていて、委託金はこれから多くなっていますよね。そういったことも民間に対しての委託ならば仕方がないのですけれども、嵐山町の内部グループ的な補助金に関して、嵐山町の団体の補助金に関してはやはり集中監査をしていかななくては、横並び、前例踏襲はずっと続いていきます。ほかの自治体では、例えば我孫子市でしたら、住民全体が監査、行政改革をもう一度全部見直すという形をして、そして無駄があるという形で指摘してきた、指摘できたということもあったのですけれども、特に既得権に関しては非常に抵抗があります

から、その部分での監査がしにくい。そこをどういうふうにしてやっていくか、町長に伺いたいと思います。私は、あえてどこが既得権でお金を取っているというふうな形は言いません。でも、それは監査するべきであると考えます。

○河井勝久委員長 それでは、答弁をお願いします。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 駒王太鼓については、先ほど申し上げましたが、ここで設立 20 周年で今年の4月に記念公演も開いた、そんなような実績があると思いますが、ここで設立あるいは町との関係等も経緯も整理をしながら、お話のように楽器の、太鼓の管理の仕方、それからほかの人たちへの活用、使用の仕方等について整理して、一定の方向が出せるように、保存会の方とも話をしながら、検討させていただきます。

○河井勝久委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 監査の件ですけれども、町内の補助団体、それから外部の例えば今言っている防犯、排除というようなものについて、2通り話しいただいているわけですが、外部の監査というか、町内の団体については、幾つですかね。すごい数があるのです。教育から警察のほうから農業から交通安全からというような感じで広いものがありまして、これらについては毎年真剣に各中でやっていて、それで予算についても、もう絞っても出ないのではないかというような状況のところまでそれぞれの団体が来ております。ですので、そういう中で監査というのを広域、それぞれの関係をする人

たちに監査をしていただいて、その組織として総会を開いて、経過をやってきている。それと、もう一つ、今の中の社協ですとかシルバーですとか、町の中でもそういうようなものについても、今までの監査の方式でなくて、監査委員さんにしっかりその行政、仕事の中身まで見た形の監査をすべきだというお話ですけれども、まさにそれはそのとおりだと思うのです。そういう方向に行かなければいけないと思います。ですので、そういう方向を順次そういう中で取り入れていけるように、そうやっていっていただきやすいような状況をつくっていかねばいけないというふうには思っていますけれども、すぐそういうもので、どこがどうできるということがこのところではすぐお答えできませんけれども、方向とすると、内部をしっかり見ていってやる必要がある。千葉のほうでも大きな問題になっておりますので、いろいろ今までのままで、そのままやっていけばいいのだというふうには決して思っておりませんので、これから監査の方法についてもしっかり検討をしていく必要があろうというふうに思っています。

○河井勝久委員長 この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時09分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第7番委員、清水正之委員。

○清水正之委員 今、私、「地域再生」という本を読んでいるのですが、その中で地域を活性化させるには地域の宝物を探すのだという内容が出ている。町長のこの間の行政運営の中で、では町長の宝物というのは何なのだろうかというふうに考えたとき、私は、1つは地域住民かなというふうに思いますし、もう一つは職員ではないだろうかというふうに思うのです。そういう面では、この間、住民参加という点では、町長の例えば防犯の関係では、決算の中でも1,600人近くがそれに参加をしているというふうになっていますし、地域コミュニティーでは21団体がこれにつながりはあって、地域の活性化という点で進めてきているというふうに思うのですが、そういう中で今回、例えば1つは職員の健康の問題ですけれども、ここ数年メンタルヘルスという形で職員の健康を守るための事業が数年間取り入れられてきました。そういう面では、1つは今年度事業の中で、国のというか、緊急対策の面があって、繰越明許が大分ふえました。そういう点では、ハード事業だけではなくて、ソフト事業でも福祉の中の事業が幾つか取り入れられてきている。そういう点では、職員の負担というのが非常にふえてきているかなというふうに思います。その面では、1つは残業の面で、19年度対比で約90万、残業が今年ふえてきました。同時に、職員の手当からすると、ちょうど手当の部分が載っていましたが、約2,000万減額をされているというふうに思うのです。町長は、施政方針の中で、16年対比で1億円の削減をするというふうに言っていました。先ほどの渋谷委員の質問の中で、現在の職員数が私153だ

と思っていたのですけれども、150という話があったのですけれども、この職員の人数は、集中改革プランによると、153であれば、平成22年度の達成目標になっているわけです。同時に、平成16年には職員数168人いたわけですけれども、それを毎年毎年削減をし、仮に150だとすると、既に22年度目標を突破しているというふうになると思うのです。そういう面での職員の負担がかなりふえているのかなというふうに思っています。民主党政権が16日にできるということで、地方分権をより一層充実させるという面では、今後分権そのものが市町村におりてくる可能性も多大にあるというふうに思いますけれども、そういう中で、先ほどの話ですと非正規、いわゆる臨時職員が82人ということになると、嵐山町の職員の中の3分の1は、3人に1人は臨時職員ということになってくるのだそうですね。やはりそういう面では、自治体そのものの役割からして、これだけやはり職員数が減って、臨時職員に頼らざるを得ない、そういう行政が果たしていいのだろうかというふうに感じるわけです。臨時職員の関係はさておいて、職員の健康という点では、先ほど時間外についてはお話をしましたけれども、この間、土曜開庁、20年は隔週でやられていたと思います。この土曜開庁の職員の対応、それから特に教育委員会の生涯学習課の休日、日曜、祭日の出勤の休暇の対応、それから総体的な年休の取得状況をまず最初にお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、2点目ですけれども、もう一つは住民の健康という面を考えた

ら、私は健康増進センターの活用をきちっと職員体制を置いて進めていくべきだというふうに思います。包括支援センターの職員が20年度4人という報告もありました。決算書の中では、健康福祉課の健康増進センターの仕事をしている職員が6人だと思えます。そういう面では、健康増進センターを中心にした住民の健康というものをそこから発信していくということが大切になってくるのではないかな。ましてあれだけの施設がある中で、そこに職員が、悪い言い方をすると、電話番号の職員がそこにいるというだけでは決して住民の利益にはならないというふうに思う。そういう面では、あの健康増進センターを中心にした住民の健康管理をしていく、そういう行政の発信をあそこからやるべきだというふうに私は考えるのですが、どういうふうな形で考えているか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

以上2点です。

○河井勝久委員長 答弁をお願いします。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 2点のお尋ねかと思えます。

最初に、職員の健康ということでお尋ねがございました。まさにそのとおりでございます。地域の宝は何だという話ありましたけれども、まさに職員、地域の皆様と一緒にあって、そして職員の皆様に力をかしていただいて、力を発揮をしていただいて、地域を皆さんが感じていただいてやる仕事、これが両輪で行かないことには町の行政サービスというのは向上ができないわ



けでございます。そういう中でお尋ねでございますが、年休の取得状況という  
ことでございます。なかなか忙しい中で仕事をやっていただくわけござい  
ますので、それがどんな状況かということでございます。職員の人数につい  
ては、今お話しのように150人、82人ということでしたが、そのよう  
な形で少々人数的には動きが多少あるわけですが、そういうようなと  
ころで、3分の1というところが実際短時間でお願いをしている人たちにそれ  
だけ多くなってきております。年休の取得ですが、嵐山町におきまして  
は、嵐山町の状況は、1人当たり、19年で14.7日、20年度で13.9日と  
いう結果が出ております。それから、取得率についてはそういうことござい  
ます。

もう一つ、健康増進センターの利用について、それから町民の健康とい  
うものをどういう形で対応していったらいいのかという考え方で、健康増進セ  
ンターを健康づくりの拠点として、そこから健康づくりのことを発信をしてい  
くのがよかろうということでございます。どこかでそういうものを強力に発信を  
しながら、町民の意識を上げて、健康についてのお考えをしっかりとって  
もらう、個々にってもらう、これが一番大切なことでございます。それで、清  
水委員さんおっしゃるのは、増進センターを職員を置いて、そのところをや  
っていったらいいのではないかとございますが、町民の健康をどう  
維持するか、その具体的なやり方というのがいろいろな考え方があるわけ  
です。嵐山町とすると、健康増進センターというものをつくって、それで委員

さんおっしゃるような形で、そこへ職員を配置をして、健康事業を行いながらやっていくのだということで進めてきたわけですが、ご承知のように、今お話がありましたけれども、職員の人数というのが、人口がどんどん減っていく中で職員の人数も減ってきております。そういう中で、今までは水道庁舎の山の上のほうにいた人たちも来ていただく、あるいはBGの体育関係の人も中に入っていたということ、職員に庁舎の中に集まっていたということ、方向を定めて、今やってきております。それはなぜか。これから人口減少の時代を迎えて、それで職員が減っていく中で、戦力をあちこちのところに散らばらせていくということが、より仕事をやっていく上で、できていくことなのかどうかという基本的な考え方を私とすると持っておりまして、やっぱり戦力は固める、まとまる、そういう形で行ったほうが町民要望にこたえられるのではないだろうか。戦力を分散をさせる余裕が今度はないのではないかと、いうふうに思っております。

そういう中で今年も子ども課ですとか、それから企業支援課等にやってきているわけですが、これからも国の方向がどうなっていくのか全くわかりませんが、そういうものに対応しては、やはりまた内部もつくりかえなければ、動かさなければいけないということになってくるかもしれませんが、原則としてはやっぱり戦力は固めていく、まとめていく、その中でお互いにどういう形でやっていったら仕事ができるだろうか。それで、そういう中で今年初めてやった中であります。よかったと言われているわけですが。税務課の税

務申告について、課を超えて税務申告に当たられる職員がその申告に当たっていただいたということで、今までにないことなのです。係を超えてというのではなく、課を超えてほかのところの人たちに集まっていたいて、それで税務申告に対応していただいたということです。

それで、今その健康についても健康福祉の窓口のところに来た人にしていただいているわけですが、町民要望にしっかりこたえるということで、こども課も子供のことについてはできるだけそのところで一元化できるようにということをやっているように、健康についてもあそこのところの町民課のところからずっと動いていけば、そのところで用はできるのだ。それで、このところをこういうふうにすると、大体まとまって歩くと、それなりの役場に来たいろんな仕事かというか、いろんなものができるというような形のものをこれからやっていく必要があるのではないか。

それと、少なくなっていく職員がどうやってスキルアップを図っていただくかということが大きな問題があります。それには、分かれて、専門的にそちらのところへ行ったらこの仕事を専門的にやっていただいているのです、こっちのところへ来たらこれをやっていただいているのですというのではなく、今課を超えてという話ありましたけれども、やっぱりいろんな仕事をして、それで机の反対側の人にはまた違った仕事をしているけれども、そのところで話し合ったり、いろんなことでいろんなものの情報交換をする中で、あそこの仕事は今こういう状況だ、こういうことが今問題が多いのだというようなこと

を常日ごろから自分の仕事以外のことを関心を持ちながら、研究もしながら、話の中にそういうことを出していただきながらスキルアップを図っていただく、そういうことがよりこれから求められているのではないかなというふうに考えております。ですので、健康増進センターで何かをやるときには、今もそうですけれども、こちらからどどっと職員が行って、それに対応しております。そういう形のほうが、これから先、人数がどんどん減ってくる、人口が減ってくる時代に対しては、より効果的な町民サービスができるのではないか、そちらのほうがいいのではないかというふうに考えております。

以上です。

〔「土曜開庁の勤務と休日出勤の対応はどうなっていますか」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 では、答弁漏れ、お願いします。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 振りかえの取得率ということのお尋ねがありました。振りかえの取得率でございますけれども、平成 20 年度は 4.5 日に対しまして、振りかえの取得率が 88.7% ございました。ただし、とれなかったものについて、11.3% については 21 年度になってとっていただいております。そういう報告をいただいております。そういう状況でございます。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 1つは、振りかえの場合は、私は全部やっぱりとるべきだ

というふうに思うのです。それは、それをとらないと、2週間なり3週間なり続けて出てしまう。非常に職員に対して負担になると思うのです。それは、もう少なくとも1週間以内にとつていかないと、やっぱり健康を守るという点では大変になってくるのかな。特に20年度はやっぱり仕事量が1つは多かったという面もあるのだと思うのです。同時に、質疑の中で、前倒しで職員を採用するようにしているという話もありました。私は、150人というのは、町がつくった行政改革の集中改革の達成プランでも150という目標は掲げていないのです。少なくとも集中改革プランの中での削減目標は22年度に153という目標です。そういう面からすれば、17年度対比で町長は16年度1億円削減するというふうに言っているのですけれども、17年度の職員数からすると、168、17年度はあったわけですから、それからすれば18人も少なくなってきたと。これがやっぱり年休の取得率や代休の取得率というのですか、それに連動しているのではないかなというふうに考えるのです。だからこそメンタルヘルスが必要になってきている部分も、ここ数年そういった形でやられていますけれども、そういうふうにやらざるを得ない。先ほど町長が住民サービスのことを言いましたけれども、事務的なサービスというのは横の関連でできると思うのです。しかし、特に住民の健康を守るという点では、それこそ保健婦もこの間ふやしてきているし、それから新しく包括支援センターという形での事業も展開をされてきている。この部分を横の関連でできるはずはないのです。そういう面からすれば、やはりこの定数の管理計画が

かなり無理がいつているのではないか、その部分が職員に負担がかかっているのではないかというふうに思うのです。先ほど言いましたように、150人というのはもう既に22年度目標を超に経過している目標です。その部分が職員に負担がかかってきているし、予算執行がされなかったり、あるいは繰越明許になってしまったり、実際に20年度の事業でも防災訓練ができなかった。審議の中には乗っていませんでしたけれども、だれも出さなかったですけれども、ふれあい交流センターの設計も翌年度に延ばす。やはり住民サービスという点で考えれば、その計画された予算そのものをきちっとやり遂行していくというのが住民サービスの一つの方法なのだと思うのです。そういう点からすれば、やはりこの職員の定員の適正管理計画に無理がいつているというふうに私は思うのですけれども、その部分が職員の負担にかかっている。まして3分の1が臨時職員ということになっていく中で、本当に住民に向けたサービス提供という点では、やはりきちとした形で私は見直して、余裕のある仕事というか、そういう言い方が適切かどうかわからないのですけれども、やはり職員が考えて実行するような計画も、そういうゆとりのある職員定数というのも私は必要なのだと思うのですが、それが住民サービスにもかかわってくるというふうに私は考えますけれども、考え方をお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、健康増進センターですけれども、私は住民の健康を守るのには、このところに、健康増進センターにいればよいということでは

ないです。今嵐山町はすべてのところに地区の集会所もできていますし、そこの中での展開も十分考えられると思うのです。そういう面では、健康増進センターを中心にしながら、各地区の集会所を利用しながら、住民の健康そのものを守っていくような、そういう事業展開というのも今後必要になってくると思います。確かに健康増進センターに職員を配置するだけではだめだと思うのです。そういう面では、やはり長野県なんかでは、ヘルパーなんかは各地区に何10人という形を組織しながら、または保健推進員みたいな人たちが各地区にかなり、100人、200人という形で組織をしながら村民の健康を守るという事業展開をしているところもあります。そういう面では、先ほど宝物というふうに言いましたけれども、防犯での町長のノウハウを今度は住民の健康を守るという点でのノウハウに切りかえていきながら、それぞれ健康増進センターを中心にしながら住民の健康を守っていくという事業展開ができないだろうかというふうに考えます。考えをお聞きをしておきたい。

○河井勝久委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 最初に、職員の健康の問題でございます。ちょっと職員の適正化計画というか、行革絡みのところで人員を減らし過ぎてきておるのではないか、計画がちょっと厳し過ぎたのではないかというお話でございます。昨日だったですか、副町長のほうから説明させていただきましたけれども、そういう方向で町では考えております。それで、16年、171名ということで、16年4月から検討を始めまして、こういう清水委員さんお持ちの内容に沿っ

て進めてまいりました。それが今話のように、今 150 名というようなことでございまして、22 年度の目標は 153 名ではないかと、それより時間が来ないのについてしまっているよという話でございまして、まさにそのとおりになってしまっております。これは、募集をしたり、いろんな状況もあって、そういうことに推移をしているわけですけれども、そういうもの、その計画と、それからこれから見直していきましようという計画を 22 年度から5年間の計画を立てていきたい。それには、説明を副町長のほうからしたような形のもので、今後大量に定年退職を迎えることが見込まれている年度があるわけですけれども、そういう年度を前倒しで職員補充を行って行って、もう少しゆとりが持てるような状況はとれないかという計画を策定をしていきたいというふうに思っております。国の状況は、今度政権が移動いたしまして、国の人数をどういうふうにするのか、金額をどういうふうにするのかという話があったわけですが、きょうあたりの新聞見ると、人数半分、金額半分、それで2割削減をするのだという話のような記事も載っておりますが、地方にももろに影響が出てくるのではないかとこのように思うのですが、それとは別に、今嵐山町とすると、委員さんおっしゃるように、ちょっと厳しい状況になってきている部分もあるかということもありますので、今言ったような形で 22 年度からの5年間、新計画を作成をしていきたいというふうに思っています。

それから、もう一つ、健康増進センター、町民の健康にいかにかアプローチをしていくかということなのですが、今おっしゃったように、嵐山町で今健康



についてどういう面が一番欠けているというか、欲しい面かなというふうに思うのですが、それは委員さんおっしゃるとおり、まさにそのとおりなのですが、先進地と言われているようなところに、保健師さんをはじめとする人たちが身近なところまで接点があるわけなのです、役場まで来なくても。家庭のところに行って、いろんなことをやるとか、あるいは話を聞くとか、血圧測定が近くでできるとかというようなこと、また健康についての話し合い、相談、そういうようなことがより身近なところで行えるような体制がとれているところが、話を聞いていきますと、先進県と言われているような、先進地と言われているようなところになっているわけでありまして。それで、今まで嵐山町の健康に対するアプローチの仕方というのは、健康診断というのに集まっていたり、あるいは妊婦の皆さんに集まっていたりというようなところに出向いて行って、やる。個々に対してなかなかアプローチというのはいけません。そういう中にありまして、このところでちょっと今できていないのですが、めざせ100歳元気！元気！事業を行うときに、最初の時点では、地域にその対象人数のところに出向いて行って、どういう状況か、どういうあれなのかというのを地域まで行ったときもあるわけなのですが、そういうような状況からすると、全く地域の状況というのがより鮮明に行政のほうで情報収集ができる状況にあるわけですね。ですので、そういう体制がとれるのがベストだと思うのですが、なかなかとれないとしたら、今委員さんおっしゃるように、保健推進員の皆様に違った形で今以上にご理解をいただいて、

そういうようなところに踏み込んでいくような策は見つけ出すことができないかというようなことで、そんなことも考えております。それで、現に今係のところでも本当にご苦労していただいているのですが、今度メタボ健診がありまして、それからその後の特定保健指導というようなことをやるわけなのですが、連絡はする、話は個々にするわけですが、なかなか参加をしていただけない状況にあるわけです。それは、やはり健康についての意識というものが、まだおれは大丈夫だよというようなことにもなっていてしまっているのかな。ですので、そのところをそうでなく、電話をかけたなり手紙を出したり、係ではやっていただいているわけですが、なかなかできないというようなことがありますので、そういうものを今言ったように、地域の人たちの保健推進員の皆様の手をかりたり、あるいはよりうちのほうから職員、保健師さん等に出ていっていただけるような体制がとれないか。より密着といいますか、接点を持てるような対応をとる中で健康増進について意識を啓蒙していく、そして実際に実践をしていただくような方法がとれればというふうに思っております。ですので、ちょっと意見が合わないようなところもありますけれども、保健増進センターに職員を数名あそここのところに置いて、それでというのではなくて、やはり出ていく、委員さんおっしゃるように、地域のところで保健事業を行う、こういうようなことになると特にいいのではないかなというふうに思っておりますので、そういう方向がどういう形であったらとれていくかを考えていきたいと思っております。

以上です。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 職員の定数管理ですけれども、22年度からの計画をもう一度つくり直すという話ですけれども、ではその22年度のベースにするのはどこなのですか。そういう面では、今時点が150ですから、150をベースにしたのであっては、これはまた変わってくると思うのです。そういう面では、20年度は155なのですよね。20年度は155人なのです。だから、そういう面からすれば、155人でも、今の状況であったら、では幾つをベースにするのだということになれば、157であったり、158であったりになってくるのかなと。そこから変えていかなかつたら、22年度の153をベースにするにしても、これはもう21年度の決算でわかるように、これだけ負担がいつているということになるわけで、どこをベースにして検討するかということが一つ大きなかぎになってくるのです。そういう面からすれば、やはりこの適正化計画の中では平成17年、168ということから適正化計画ができていますけれども、私は少なくとも160前後から計画をしていかないと、これからの政権がどういうふうな形で地方に押し寄せてくるかわかりませんが、そういう面を考えて、やっぱり160前後から計画を練り直すというふうにしていかないと、町長が言っているように少数精鋭だと、住民サービスそのものについては少数精鋭では絶対だめだというふうに思うのです。少数精鋭でやるのでは限度があります。短期間であれば、それはできます。町政そのもの

は、ずっと引き継いでいくわけですから、それはそれこそ適正化と言われる  
適当な、本当に住民のサービスを進めていく上で、では何が適正なのかと  
いうのをきちっとやっぱり検証する必要があると思うのです。そういう面で私  
は160前後からもう一度やり直す必要があるというふうに考えるのですが、  
お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、今度は住民のほうの健康管理の問題ですけれども、いわゆる  
福祉サービスのものは、どれだけのスタッフがそろえられるかだと思うの  
です。そのことによって、どれだけのサービスが提供できるかということにな  
ると思うのです。そういう面では、やはり防犯ではないですけれども、それ  
にかかわっている人たちが嵐山町の中で1,600人近くいる。では、今度は健  
康管理の問題でどれだけの住民の人たちにそのスタッフに加わってもらおう  
かということが、もう一つの住民の健康を守るためには職員数プラスそれ  
にかかわってくれる住民のスタッフをどう構築していくかということが必要にな  
ってくるかと思うのですけれども、考え方をお聞きをしておきたいというふう  
に思います。

○河井勝久委員長 では、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 現在の職員数、これについてちょっと誤解があるよう  
ですので、ちょっとご説明のほうさせていただきたいと思います。

先ほど渋谷委員さんに、非正規職員と正規職員の仕事量という中で、実  
際に嵐山町で働いている職員数、それが150人です。これは、嵐山町に籍

を置きながら派遣職員、それから育児休暇で休んでいる職員、これらを除いた実際に嵐山町役場で働いている人数、これが150人でございます、定員適正化計画は嵐山町に籍がある職員も含みます。したがって、21年4月1日現在は153人でございます。これは、定員適正化計画上は155人でございますけれども、これがその155人に対して4月1日現在の職員数は、適正化計画に対する職員数は153人ということでぜひご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○河井勝久委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 職員の採用計画について、私のほうから改めてお答え申し上げたいと思えます。

いつの職員数をベースにしているかということでございますけれども、今考えておりますのは、先ほど来お話が出ておりますように、22年度の職員数153と、これをベースに今後10年先ぐらいどうしていったらいいかということで今考えているわけでございます。ちなみに、近隣の市町村の職員1人当たりの人口というのを見ても、これは20年の4月1日現在ですけれども、嵐山町が職員1人当たり人口にして130人と、滑川町が145人、小川町が141人というのが、そして川島が123人、吉見が129と、そんな状況になっております。そして、我々が考えておりますのは、当面職員1人当たり、今130人ですけれども、もうちょっと上げていこうということで今135

人、これを中間年度として考えています。最終的には何とか職員1人当たりでやっぱり140人ぐらいを目標にしていったらいかがというふうなことで考えているわけでございます。先ほど町長がお答えしましたように、今後1年間に9人とか8人だとかいう退職をされる人が結構これから多い年数あるわけなのです。したがって、今22年度153、25年度の定員適正化計画上の目標は、先ほど申し上げました人口大体1万9,000人で考えたときに、1人当たり135人を目標にすると、計算すると141人になります。これに教育長を加えて142になるわけですけれども、これを25年度の目標にしています。ただ、実際にそのときの職員数というのは、先ほど申し上げました調整をしていくために152人を予定しています。いわゆる定員適正化計画上の人数から10人ぐらいプラスになっています。そして、最終的な30年度には140人、職員1人当たり人口を考えてみますと、教育長を含めて137人ということですから、平成30年度の目標を一応137人というふうな形で、軟着陸と申しますか、そんなようなことで今少し調整を図っていきたいなというふうに考えています。

以上です。

○河井勝久委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 いろいろ職員の健康についてお考えいただきまして、ありがとうございます。そういう中でメンタルヘルスというのをやり出して3年目になりますか、2年目、経過をしてきているわけですけれども、そういう中で、い

つもどれぐらいの有休がとれているのかということが先生の関心事もあります。それで、嵐山町では13.9日という話をしたわけですが、ほかの全国の市町村の状況が19年4月1日から12月31日までで嵐山町が13.9日ですが、市の状況が11日、町の区分のところで10日、それから埼玉県でもやっぱり市で11日、町のほうで10日ということで、現状では嵐山町では13.9日、14日近くとれておりますので、今のところではそんなにほかとあれではないかなという状況でございます。

それと、そのときにメンタルヘルスの講習会のときに、民間では何日ぐらいだと思いますかという質問があるのです。それで、そのときに3日、4日という話ありました。3分の1なのです。ですので、そういうような状況というのも、やはりこの役場に勤めている職員の人たちが外からはどういうふうに見られているのかということも重要なことでございまして、町民はどう判断しているのか、そういうことも含めていろいろ検討しながら、今副町長が言ったような人数でこれから対応していきたい。

それと、基本的に短時間の方をお願いしているわけですがけれども、その短時間の人をお願いするに当たっては、課長のほうから話ありましたように、町民サービスが低下をすることのないような形で仕事の上で考え、配慮をした上でお願いをしているというような状況でございます。厳しい状況下でありますけれども、できるだけ健康にも十分配慮をし、その上でサービスの低下がないように今後もしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○河井勝久委員長 この際、暫時休憩いたします。午後の再開は午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時30分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括の最後の質問、第8番委員、安藤欣男委員。

○安藤欣男委員 それでは、4項目にわたってお伺いをしたいと思っています。

まず、行政展開、総合振興計画をもとにしてやっておるわけでございますけれども、平成20年度の予算案のときに、各章立てに対して、こういうですよという説明あったわけでございますけれども、結果としてどういう点が評価をするのか。振興計画をここへ来て見直しをすることが起こってきているのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

それから、2番目ですが、自主財源確保の重要性というのはますます高くなっております。ただ、しかしながら去年の経済危機以来、大変な経済状況に景気下支えを政府は一生懸命やってきたわけですが、依然として厳しい状況です。不納欠損が発生し、それが多くなってきている。今後多くなってくるのではないかなというふうに心配もするわけですが、収納対策で大変な



苦勞もされていると思いますが、今後この収納に対してどう、不納欠損が多くなっているという部分を考えなければいけない、収納対策をやはり考えなければいけないのではないかと思うのですが、今のやり方でいいという考え方なのでしょうか。

それから、自主財源確保ということになりますと、企業誘致のこともありますが、法人税の落ち込みもかなり起こっておりまして、これなどの不納欠損になる要素が大変多いというふうにも思っておりますが、これらの対策についてもどう考えているのか、お伺いをしたいと思います。

それから、3つ目ですが、公用車管理事業についてなのですが、軽自動車が大変ふえてきて、所有台数の半分ぐらいは軽自動車になってきておりますが、リースもふえております。この中で昨年、20年度、年度末だと3台減らしているわけですが、公用車の所有台数、これについてはどういふところのを減らしたのか、かつまた減らして問題がないのかどうか、お伺いしたいと思います。

それから、管理の方法でございますけれども、それぞれ運転記録を車ごとにあるのではないかと思うのですが、その実態についてお伺いしたいと思います。

それから、4番目ですが、小型合併浄化槽設置事業の結果を踏まえますと、2基だったと。21年度も10基は計画をしているわけですが、そうは言いながら全体的には34基だということで、新築住宅についてはこれだけ、新

築住宅については合併浄化槽の設置事業に該当しませんから、あれですが、ただそうは言いながら、質疑の中でもありましたが、単独浄化槽が 809、くみ取りが 249 ということです。そういうことを考えますと、農村地域の環境向上対策というのは、この事業、小型合併浄化槽設置事業だけでは解決し得ないというふうに思うのです。町設置型の小型合併浄化槽設置事業に取り組むということも前からあったわけですが、なかなか財政的な問題もあるということで、この事業には踏み込んでいけません。今後、そうは言いながら、農村部と都市部との格差というものは、このまんまではどうしようもないぐらい格差が広がる。下水道区域内はまだいいわけですが、外の環境対策について、見通しというか、その辺も含めてお伺いできればと思います。

以上でございます。

○河井勝久委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、2番目の収納対策ということでお答えします。

納税通知書を発送して、まず納期があるわけですがけれども、その納期を過ぎてから 20 日たってから督促状を出しているのですけれども、督促状を出した後にもまた納税がなければ、職員で自宅のほうに、臨宅という形になりますけれども、何しろ現年をとりあえず取っていくと、そうすれば滞納も減っていく形になると思うので、収税担当以外でも、課税担当も含めて臨宅徴収

に伺って、あとは納税者の実態調査等をしながら進めていきたいと思っています。いずれにしても、納税については町民の納税意欲の向上等も、あと理解を得ながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○河井勝久委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 公用車の管理の関係でございますけれども、昨年バスが2台、それから第1庁用車と3台廃車をいたしまして、2台、2台ともリースでございますけれども、リースで2台ふやしております。ですから、差し引き実質的には1台減というふうな内容になっております。

それから、公用車の運転記録の管理でございますけれども、それぞれ公用車の中に運転記録簿が備えつけてありまして、そこに走行距離、それから乗車人員等を記載をしていくと。それから、月に1回、月初めに集中的な点検を行っているということでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 小型合併浄化槽の関係について、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

今後どうしていくのかというふうなことでございます。このことについては、今までいろいろ議論があるところでございますけれども、町の全体的な今公共下水道、現在認可をしていただいております区域の事業が順調に進んで

おりまして、今主に川島地区が中心になっております。恐らくあと3~4年で一段落するのかなと、基本的に公共下水道エリアについては。したがって、今お話し的小型合併浄化槽、いわゆるその他の区域をどうしていったらいいかというので、これについては前にも申し上げておりますように、基本的には市町村設置型の合併浄化槽の事業を行っていったらどうかというふうに考えています。ただ、財政的な面もございますので、これについては今浄化槽の調査も行っています。したがって、準備期間に多少時間はかかるかもわかりませんが、今の私どもの計画ですと、できれば23年度とか4年度ぐらいには一定の方向ができるように早目に考えていきたいなというふうに思っています。予算上は来年度ちょっと厳しいということもございまして、できればその次の年度あたりから事業化に向かっていけばいいのかなと思っています。ただ、実際に事業をどうやっていくかというのが一つの課題でございまして、できるだけ町内の事業所が行えるような何か方策がとれないかということで、その辺についてもちょっと時間をかけて今研究をしておるのですけれども、何らかの方法を見出しながら、せつかく町内で事業を行うわけですから、町内の事業者の少し経済的支援でもできるような形がとればいいのかなというふうに考えております。いずれにしても、今申し上げましたように、公共下水道区域以外については個別の処理、個別の合併浄化の市町村設置型というのが今望ましいのかなというふうに考えています。

以上です。

○河井勝久委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、総振に関する内容についてお尋ねをいただきました。お答えをさせていただきます。

20年度の達成についての見方をお尋ねをいただいたわけですが、こういう経済状況をあれしませて、大変な特別対策が行われました。そういうような件もありまして、決算でご審議をいただいておりますけれども、21年度へ17事業、金額にして4億7,000万を超える金額を繰り越しをいたしました。定額給付金ですとか、まちづくり交付金、これらのものでございますが、そういう中にありまして、平成20年度の当初予算で計画をいたしました総振の中で、どういうふうな形で行っていくかという基本的な考え方をとっております。それには、評価の基準といたしまして、公益性が高い日常不可欠なサービス、そして私益性、公私の私、私益性が高い日常不可欠なサービス、そしてまた公益性が高く、日常不可欠でないサービス、また私益性が高く、日常不可欠でないサービス、この4つの軸をつくりまして、そこのところでどこにどう入るのか、そしてどれを優先的にやっていくのか、そういう中で限られた予算の中でも選択と集中ということで実施をまいりました。午前中もお話をいただきましたけれども、町民の皆様の本当の多大なご協力と、それから職員の皆様の献身的な努力によりまして、ほぼ計画どおり実施をできているのではないかとこのように思っております。ご審議いただく中でご指摘もありましたけれども、ほぼ実施がされてきたのではないかと、総体的には

そんな感じをしております。

以上です。

○河井勝久委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 答弁漏れといいましょうか、振興計画を見直す必要があるというようなことがあるのかどうかということも気がしているのですが。

それから、税の関係で、法人の関係で景気が落ち込んで、厳しくなっているであろうし、これはそれについての方向性というものはどうなのかというふうに聞いたつもりなのですが、それわからないというか、答弁漏れだというふうには私は思っているのですが。

○河井勝久委員長 では、中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 お答えします。

法人税については、本当に毎年、このところ落ちている状態ですけれども、これはいずれにしても今後は余り法人税は、景気がよくない限り、見込めないという形になっておりますので、税収の落ち込みという形になってくると思います。対策ですけれども、いずれにしても税収は落ち込むという形で、対策というのはちょっとお答えできません。すみませんけれども。

以上です。

○河井勝久委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 実施してきた中で見直しを考えているかというようなことでございます。ご承知のように、この総振の最終年度が22年度が最終年度で

ございまして、新しくまた総合振興計画をつくるのか、また総振をやらないと  
というような考え方もあるわけでありまして、どういうふうになるのかわかりま  
せん。ただ、前回の計画のときには2万2,000 想定人口でやってきたわけ  
でありまして、それを2万ということで方向を途中で変えてやってきているわ  
けですけれども、人口が.....

〔「そうじゃなくて、20 年度.....」と言う人あ  
り〕

○河井勝久委員長 中身のことでですか。

○安藤欣男委員 20 年度の事業を進めてきた中で、これは見直しを必要な  
ものが起こっているのかどうかという。これから総振の見直しとか、そういう  
のではなくて、20 年、事業展開してきて、このところはもうどうも大分変わっ  
てきたと。例えばそれは総合振興計画で事業展開しているわけだけれども、  
どうしてもこの予算の厳しさがあつたり、扶助費がふえてきたり、そういうこと  
が起こってきてしまっていますよね。そんなことがありますから、若干見直し  
をするようなことも出てくるのかなと思ったのです。今のところはその点、見  
直しを手をつけるようなことまでは至っていないというふうな認識でしょうか。

○河井勝久委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 20 年度実施をしてみてもどうかというようなお尋ねでござい  
ます。ちょっと細かい資料、数字も出ておりますけれども、1章から5章まで、  
嵐山町では章立て分けてやっております。そして、当初、これはご審議をい

ただいておりますので、おわかりのことでございますが、第1章の中では当初予算、決算額、そしてそのほかでも予算額、決算額とあるわけですが、その中で決算額が下回っておるものというのが第1章、水と緑、第2章、それから健康で安心して暮らせるまちづくり、こういうものが予算額に比べて決算額が少なくなっているものでございます。そうではないです。第2章は、健康で安心して暮らせるまちづくり、健康等、これらは1億ばかりふえております。それから、4章、5章、生涯学習、こういうようなものの第4章ですけれども、これらは予算に比べて決算額は少なくなっている。それから、協働で進めるまちづくり、これが第5章ですけれども、これは同じぐらいな形で来ております。総体ではふえているわけですが、今言いました合併浄化槽でございますとか、防災訓練、ご指摘をいただいております防災訓練、それから給食調理場が当初の予算から伸びてきている部分、それから町税の事業というようなものがふえてきている。こういうようなものが予定がされたけれども、できなかつたというものであります。また、できているもの、予定よりできているようなもの、これらが道路の修繕事業、それから担い手の育成事業、小学校施設の管理事業、こういうようなものについては予定より進んで事業ができていないかというふうに思っております。ですので、当面は、今残り少なくなっているわけですが、この計画に沿って進めていきたい。

○河井勝久委員長 安藤欣男委員。



○安藤欣男委員 総振については、総合振興計画に対する評価というのは、町長ほぼ計画どおりだということをございまして、事業展開厳しい中にも一層の努力をいただきたいなというふうに思っております。

財源の確保の関係ですが、臨宅徴収をしたりして努力していますということとで、職員の皆さんが大変な努力をして現在の数字があるわけですがけれども、1点、督促手数料とか、金利の関係はどうなっていましたか。その督促、要するに税金が滞納になった場合の、還付金は4%ですが、本来は税金的には課徴金というか、かけますよということになっているのだけれども、町はそれはかけていない。法人税についてはどうなのですか。おくれた場合の、逆にもらうほうの関係は適用はしていないのですか。

それから、なかなか厳しいとは言いながら、確保するための努力は、要するに新たに企業誘致に今努力するとか、今回、今年度から企業支援課ができたわけですが、そうしたことを踏まえて、企業誘致の努力を一層していかななくてはならないというふうな思いもするわけですが、それについての認識をもう一度お願いしたいと思います。これは、税務課長では無理かと思っております。

それから、公用車の管理については、減は1台だと。私は、3減ったかなと思って、これ見ると3なのだけれども、実際は1だということで、認識の違いがあるのかなと思っているのですが。特に軽自動車が増えてきて、ただそうは言いながら、運行管理もきちっとしているとは言っているのですが、燃料が大変、

審議の中でもあったのですが、前年度よりか燃料の消費量が多いと。

1,000 何リッターふえているのです。この理由は何なのでしょう。遠くへ出張するとか、そうしたものが多かったのかどうか。利用のガソリンが2万48リッター使われた。軽油とガソリン合わせてです。両方合わせて1,546リッターふえたという答弁があったわけなのですが、軽自動車に切りかえたり、エコカー借りたりなんかしているわけですが、このふえた理由というのは何だったのでしょうか。

かつまた、その1点と、それから運転記録はきちっとしているということでございますが、例えばなかなか私どもいろんなことで車をあいているかどうかというのを調べる。この車が使いたいだけけれども、あいていますかと言うと、あいていない車があるのです。それはキャラバンです。あの手の車がもう一台あれば、ほかの車が2台出なくも間に合ったりするのですけれども、近隣町村であの手の車を、ワンボックスカー、どのくらい活用しているのか。町は、大きなバスは1台しかありませんから、何か出かけるときにはよく使わせてもらうのですが、なかなかあいていない。あれの利用頻度が高いような気もするのですが、その対策というか、何かお考えがあればお伺いしたいと思っております。

それから、合併浄化槽の件については、23年、4年ごろまでには着手できるように努力したいということでございますが、今の計画は早目につくって、実施は計画してもすぐは実施できませんから、それは事業計画の立案とい

うのは早目に取り組んでいく必要があるのではないかと思いますので、この点に対してお考えをお伺いしたい。

それから、現に今年度も、21年度10基、計画は、予算は計上してあるわけなのですが、これ今のところどんな状況なのか。また、啓蒙についても何か工夫される予定があるかどうか、その点についてお伺いします。

○河井勝久委員長 では、中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、督促手数料の関係ですけれども、現在は督促手数料は取っておりません。以前は、督促状というのははがきで出しておりますので、はがき代の50円は以前取っていましたけれども、現在は取っておりません。

それと、延滞、納期を過ぎた関係ですけれども、延滞金の関係で、初めの1カ月は7.3%、それを過ぎると14.6%取るようになっていきますけれども、今現在は初めの1カ月を11月の末の公定歩合の率に4%を足したものでやっておりますので、初めの1カ月は4.5です。それで、2カ月目から14.6という形で延滞金を取っております。

以上です。

○河井勝久委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 車の関係ですけれども、安藤委員さん、3台減ではないかということですが、3台減で、2台リースを入れたと。財産の台帳は、あくまでも町の所有の車の管理ですから、その辺で。

それから、燃料の増加の理由ですけれども、例えば今キャラバンが1つお話ございましたので、キャラバンの19年度走行距離は5,896キロ、20年度6,940キロ、このように伸びているわけです。車の全体の台数は、19年と20年度では1台減っています。しかしながら、やはり役所内の公務の活動が19年度よりふえているというふうに私どもは考えております。

それから、キャラバンの使用の頻度でございますけれども、154日稼働しておりまして、稼働率は42%ということでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 まず、法人税の関係、お話でございました。県内でも財政に余裕のあるところは、法人税については当初予算で均等割しか計上しないということもございます。ただ、これはかなり少ない率でございますけれども。嵐山もそういうふうに余裕があれば一番いいかなというふうに思っていますけれども、当面そういう状況ではないというふうなことでございます。

企業誘致のお話でございましたけれども、それについては安藤委員ご指摘のように、自主財源の確保の一つの大きな柱でございまして、今新しい企業支援課をつくって、取り組んでいるところでございますので、それについては所期の目的が達成できるよう今後も頑張っていきたいなと思っています。

合併浄化槽の関係で早目に取り組むのかということでございますけれども、そういうふうに考えていきたいと思っています。具体的な10基云々につ

いては、上下水道課長のほうからお答え申し上げたいと思います。

○河井勝久委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 現在の基数なのですけれども、9月の、きょうは幾日ですか。14日2時現在、まだ2基でございます。啓蒙については、広報等、またなんでも相談所とか、そういうようなところでもぜひやっていただきたいというふうなことであります。

以上です。

○河井勝久委員長 以上で総括的な質疑を終了いたします。

これにてすべての質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これより第64号議案 平成20年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○河井勝久委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時02分

再 開 午後 2時06分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 第65号議案 平成20年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は一括して行います。

どうぞ。

6番委員、川口委員。

○川口浩史委員 141ページの真ん中の表ですが、後期高齢者離脱者が2名と、これ2名ということよろしいのでしょうか。この方は、障害の方が離脱をしたということよろしいかどうか、確認です。

それから、その下の後期高齢者の加入なのですが、1,484人が加入をしたということですね。173ページの後期高齢者の一番上の表なのですが、増減を見ると85人の増になっているのですけれども、亡くなっている方もいるでしょうけれども、ちょっと人数が大幅にふえている、加入している割には、後期高齢者の実際の数にはふえていないように見えるのですが、ちよっ

とこの表の見方を教えていただきたいと思います。

それから、143 ページの収納状況が一覧表にされておりますが、この還付未済額というのがありますけれども、これはどういうものなのか、還付がまだ済んでいないということなののでしょうか。なぜ済んでいないのか、伺いたいと思います。

それから、真ん中の表で普通徴収の未収額 2,800 万円ということでありますけれども、人数がわかりましたら伺いたいと思います。

それと、一般質問でも伺いましたけれども、後期高齢者ができて、国保への影響額というのは実際には幾らであったのか。一般質問で伺ったときには、2,521 万円くらいのプラスになるということだったのですが、計算されていたら伺いたいと思います。

それから、資格証、短期証の発行数をお聞きいたします。

それと、150 ページの一番下の表なのですが、70 歳以上の一般という方は人数ではどのくらいいるのか。現役並み所得という方は3割負担ということで、この方、人数はどのくらいいるのか。それと、現役並み所得というのはどのくらいの給料といいますか、所得がある方なのか、伺いたいと思います。

それと、ちょっと多くて申しわけない。154 ページの人間ドックと併診ドックですけれども、それぞれ昨年より人数が減っているのです。今年、私は併診受けたのですけれども、6月議会を終わった後にまだ受けられましたので、

定員に達しなかったのかなという感じがするのですが、ここでも昨年もそういうことが言えるかなと思うのです。どうして人数に達しないのか。一時は1週間もたたないでもう定員に達したという時期があったと思うのですが、何か考えられる理由があるかどうか、伺いたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず最初に、人数の関係でございます。後期のほうで離脱者2名ということですが、こちらにつきましては委員さんおっしゃられましたとおり、障害者の関係の方で2名後期のほうに移られたということでございます。

それから、加入の1,484人に対しまして、後期のほうの173ページですか、そちらの人数が増減が85ということで、この辺の違いはということなのですが、こちらの人数が増減が85ということで、この辺の違いはということなのですが、こちらの国保の1,484人というのは国保から後期に移られた方の人数、こちらの後期のほうの人数につきましては被用者保険からの増減もございますので、その関係で合っていないということをご理解いただきたいと思います。

それから続きまして、後期のいわゆる影響額、国保から後期医療制度が移って、そして影響額はどうかということなのですが、大変申しわけないのですが、その影響額自体、細かくは分析しておりません。ただし、ちょっと歳入



歳出の 141 ページをごらんいただきますと、まずこちらのほうで、決算の概要でちょっと申し上げたのですが、さまざまな医療制度改革におきまして、まず歳入のほうの区分で大きく影響を受けているのが国民健康保険税、こちら後期のほうに移られたということで保険税が落ちております。それから、当然国庫支出金、そして療養給付費の交付金、こちらが落ちております。ただ、それに比較して、歳入でいきますと前期高齢者の交付金、これが2億7,000万円ふえております。そして、歳出のほうでは、一番大きいのが後期高齢者の支援金、これが新たになりまして、2億800万円、そして大きく落ちましたのが老人保健の拠出金、こちらのほうが2億4,800万円ということで落ちております。これをトータルしまして、歳入歳出を比較いたしますと、20年度に関しては後期高齢者医療制度の創設によって、国保会計は一応歳入歳出それぞれでプラスになっているというような結果に見られるのではないかとこのように分析をいたしております。

それから続きまして、154 ページの人間ドックの関係でございます。人間ドックに関しまして、まず人数のほうでございますけれども、人間ドックの委託料、253人が19年度でございます。そして、20年度が201人ということで、この人数の減につきましては定数を減らしたということでございます。と申しますのは、後期高齢者制度が創設をされまして、国保の被保険者から後期のほうに移られたということで、国保のほうの人間ドックの人数は定数を減らしたということによる減でございます。

それから、併診ドックの件でございますが、こちらにつきましては確かに20年度が44人、前年度が67人ございました。こちらについては、特に定数を減らしたということではないのですが、国保から後期に移られた、いわゆる併診ドック、3年に1回ですので、その人数が毎年毎年少しずつ違うのですけれども、ただ併診ドックのほうは今年度も実際に人間ドックのほうのご要望は非常に多かったのですが、併診については定数に達しなかったということで、特に宣伝不足なのかなというのがあるのですが、ただ併診ドックのほうは3年に1回という限定もございますので、その辺で1度受けられた方については3年後では受けられないということもあるのかなというふうに思っております。併診については、特に定数を減をしたという理由ではございません。

それから、150ページ、70歳以上の一般の人数ということでございます。70歳以上一般の方の人数は668人、これは20年の年度平均ということで668人でございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、還付未済額についてお答えいたします。

まず、還付未済額は2万8,100円あるのですけれども、これについては特別徴収、年金から差し引く国民健康保険税ですが、3人の方が年度の途中でお亡くなりになられています。それで、そこで精算をするわけなのです

が、家族から社会保険庁に届け出が出ないと還付手続きがとれないのです。1人については、21年度になって、最近還付を済ませました。あと2人の方がちょっとまだ社会保険庁のほうに死亡の届け出をしていませんので、まだ還付未済になっております。

それと、未収額の件数ですけれども、現年、滞繰を合わせた延べ件数は出ているのですけれども、実人数がちょっと出ていませんので、滞繰と現年合わせた1億1,571万6,826円については延べ人数で6,101件です。

以上です。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 すみません。申しわけございません。ちょっと答弁漏れがございまして、補足をさせていただきます。

まず、1件につきましては資格証明書の発行者の人数ということでございました。21年3月の末で14人、14世帯ということでございます。短期証につきましては、3月現在で171件でございます。

それから、70歳以上の現役並み所得の関係でございます。大変失礼しました。現役並みというふうに認定されますのは、1人であれば383万円以上、2人以上になりますと520万円以上ということになっております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 よく中身としてはわかりました。

それで、資格証は、昨年から比べますと3件減っているのですね。そのかわり短期証では約倍ふえているという影響でしょうね。昨年 86 件というふうにメモですけれども、ちょっと納められない家庭がふえてきて、この方たちが短期証で済めばいいのですけれども、再三言っていますけれども、無理な話ではなくて、進めていっていただきたいと思います。

それで、1点伺いますけれども、国保証は全員に今届けられて、20 年度、届けられたのでしょうか。とりに来てくれということで届いていないという世帯があるのかどうか、その点をちょっと伺いたいと思います。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 国民健康保険の保険証で届いていない世帯があるかというご質問でございます。件数は、今ちょっと把握していませんが、送って、戻ってきてしまったという件数は何件かあるようでございます。

○川口浩史委員 何か理由は。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 理由なのですけれども、理由につきましては、そこへ送っても、はっきり言ってそこにいらっしゃらない。転出先がわからないといましようか、そういった、転出先というよりも、連絡先がわからないという家庭があるということです。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 東松山では 241 件、とりに来てくれという方がとりに来て

いなくて、言われているのです。今のお話ですと、嵐山ではそのようなことはないみたいですので、結構なのですけれども、結局収入が少ないから、100万から、200万円未満の家庭が多いので、払える見込みがなくて、とりに来るのが来づらみたいなのです。来づらくても、病気になったりしたら、もっとひどくなるか、病院にますますかかれなくなりますので、やっぱりきちんと治して、働いてもらって、そして税金を納めてもらうというのが我々からしたら一番いい解決になると思うのです。そういうことをご理解いただいて、進めていってほしいということです。わかりましたか。要望で結構です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

清水委員。

○清水正之委員 総体的にちょっとお聞きをしたいのですけれども、国保財政の関係ですけれども、たしか当初予算のときに今年の国保財政については、後期高齢者の部分ができるので、それほど苦しくはならないのではないかというお話をしたかと思うのです。1つは、先ほど課長のほうから影響額についてはプラスになっているという話がありました。その要因としては、結局被保険者そのものが後期高齢者によって減ってくる。したがって、国保税そのものが減ってくるわけですが、同時に国庫支出金そのものも減ってくる。ただし、先ほど、したがって療養給付費交付金も減ってくるわけで、その分、新たに65歳から74歳までの前期高齢者の財政調整交付金が新設をされたということで、この部分がその部分を補完するというふうになって

きていますし、歳出の部分でも後期高齢者の支援金、それから前期高齢者納付金等が新設をされた部分が介護納付金によって相殺をされると。介護納付金そのものも算出方法が変わりましたから、その部分で相殺をされるのだということで、そうした状況の中で国保財政そのものは今度の決算の中でもそれほど大きな影響はなかったというふうになるわけですが、1つは前期高齢者の交付金そのものが今の嵐山町の結局 65 歳から 74 歳の人の部分が前期高齢者として影響してくるわけで、今後の国保財政からすると、その部分がこれからの保険税や療養給付費の影響と比べて、歳入の部分ではどういうふうな形で今後変わっていくでしょうか。多分 64 歳から 75 歳の人が比較的ふえてくるのかなというふうには思うのですが、ふえてくるとすると、歳入の部分での国保財政そのものは収入増という形で見られるようなふうにはなるのでしょうか。同時に、歳出の部分では、それがどういうふうな形で影響してくるか。今後のやっぱり国保財政そのものを見ていくためには、新たに後期高齢者は 20 年度に導入されて、国保に与える影響というのはどういうふうに変わってくるのかなというふうには思うのです。後期高齢者については、今後廃止するような方向も打ち出されてはいるのですが、その部分ではどういうふうに見ているのでしょうか。

○河井勝久委員長 答弁をお願いします。

中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、前期高齢者の関係につきましては、今清水委員さんがおっしゃられた、はっきり言って、とおりでございまして、今後の見通しとしますと、まず前期高齢者の数についてはふえていく。というのは、ちょっと私今、21年の7月1日、ちょっと決算の数字ではなくて、申しわけないのですが、ちょっと人口ピラミッドを持っているのですが、今現在65歳から69歳という方が1,477人なのです。その下の60歳から64歳という年齢区分の方が1,677人、そしてさらにその下の55から59歳という年齢区分の方が1,615人、その下の年代にいきますと一気に減りまして、50から54歳が1,256人、その下が1,074人というような形でいきます。ということは、この5年なり10年の間というのは、前期高齢の方たち、それから60歳に達する方たち、その方たちが非常に多くなると。それは、ひいては国保のほうにも非常に大きな、当然退職なりをされて、被用者保険から国保に移られる方が相当数ふえてくるであろうというふうに予測できますので、そういった面では国保の被保険者数は、はっきり申し上げて高齢化率が非常に高くなる、人数はふえていくという形になります。ですから、歳入面からいきますと、まず1つは前期高齢者の交付金、今の制度のままでいきますれば、その交付率というのは逆に言えば高くなるということでございます。ただし、収入面ではいかがかということになりますと、税収的には、はっきり申し上げて、被用者保険から国保に入ってくる方が多くなるということは、いわゆる無収入層の方たちが多くなるということございまして、国保税の伸びはそれほ

ど大きく伸びるかということにはつながらないのではないかというふうに考えております。さらに、歳出面でいきますと、医療費自体は今年、町長のほうからこの間の議会の中でちょっとお話がございましたが、21年度の医療費は、非常にこの4月からの今までの分が予想を上回って伸びております。4月から7月、8月の状況を見ますと、13%ぐらい伸びていまして、当初予算ベースでは約9%弱の伸びを見て予算を組んでおるのですが、それを上回る医療費が伸びている。これをちょっと分析をしてみますと、非常にこれが伸びているということではなくて、全体的に伸びているという。入院医療費だとか、そういったものが、1人当たりの医療費が総額的に伸びているということなのです。これを見ますと、将来非常にこの傾向というのは構造的なものではないかなというふうに考えておりまして、どこをどうすれば抑えられるというような状況ではないのではないかというふうに考えています。ということは、非常に国保財政、全体的に言うならば歳入面、歳出面、総合的に見て非常に厳しい状況になっているのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 医療費そのものがふえてくるということですがけれども、そういう面からすれば、交付金そのものもふえてくると思いますし、歳出面で後期高齢者の支援金と前期高齢者の納付金、それから老人保健の拠出金で相殺がされるということであれば、前期高齢者の交付金の伸びと、それから



医療費の伸びが今後の国保財政の占める重要な部分になるのかなというふうには思うのですけれども、そういう点ではその伸びぐあいというか、その辺は見通しとしては、前期高齢者の交付金が医療費に追いついていかないというふうには見るのでしょうか。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 お答えいたします。

今の委員さんのご質問、非常に難しい質問でございまして、まず医療費の伸びが、先ほど申し上げましたように、昨年までの実績、それから国で示された伸び率、そういったものに比較してもちょっと見通しができなかったほど今伸びているという、またこれがこの先どうなってくるか、非常に関心を持っているところなのですけれども、本当に医療費は見込みが難しく、本当に1,000万単位で、その月、その月でぽんぽんと変わってしまいます。ただ、その伸びをどう見るかというのは非常に難しいのですが、先ほど申し上げましたように、構造的なものではないかなというような伸びだというふうに認識しておりまして、もう一点は前期高齢者の交付金のほうも、こちらのほうもちょっと今後の状況を見ないと、はっきり申し上げて、医療制度自体が今どのようになっているのかというのは非常に関心を持たざるを得ないところなのですが、今の状況ではちょっと見づらいというか、伸び率を予測するのは難しいのではないかとこのように考えております。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

松本委員。

○松本美子委員 152 ページで、真ん中辺なのですけれども、出産育児の一時金というものが当初ですと35件ぐらい予定していたということで、少し、20件ということになると少ないなというふうに思っていますけれども、これはいたし方ない部分があるとは思っておりますが、考慮して、一時金が出るといふこと自体をもう少し、この見込み違いといいましょうか、PRといいましょうか、そういうことを20年度はどんなふうに取り組んできたのか、ちょっとお尋ねします。

それと、その下なのですけれども、葬祭費ですが、諸費ということですが、これも、これは見込みよりもはるかに低かったということだから、長寿ということでも非常に結構なことなのですけれども、この費用の内訳については1人5万円ということで承知していますが、これは病気とか、あるいは事故とかという、いろいろなことで亡くなっている方がいるかなというふうにも思っていますけれども、大変お聞きしてどうかなと思いますけれども、20年度、最高年齢で亡くなられた方とか、そういうのはわかりますか。そこまでは把握は役場のほうはないのですか。単なる死亡したというようなことの関係、あるいはもう少し具体的に分かれている部分がもしあったらということで結構ですけれども、お願いします。

次の、155 ページです。保養所の施設の関係の利用の状況なのですけれども、人数等もこちらにも出ていますし、当初よりも多かったということで、

皆さんが利用させていただいている部分ではよいなというふうに思いますけれども、1泊と2泊というのがあるわけですが、これは、ここに書いているのは延べ人数、まずは延べ人数ということでよろしいでしょうか。それと、1泊、2泊で利用状況はどちらのほうがやはり多いでしょうか。これをまた町民に知らせていくのは広報か何かということですか。それ以外でも何か20年度ありましたか。

以上です。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、出産育児一時金の件数の関係でございます。見込みが難しいのではということでございます。一応20年度につきましては、19年度等の見ながら、19年度は21件でございます。20年度の結果が20件ということでございます。ただ、この間、補正予算でちょっとお願いしましたように、21年度については20件の予算計上いたしましたところが、もう既に19件ほどで、またこれは大変うれしいことなのですが、なかなか出産のほうもちょっと確かに見込みが難しいかなというふうに思っております、実績で大体予算計上させていただいているということをご理解いただければと思います。

それから続きまして、葬祭費の関係でございます。葬祭費につきましては、件数が20年度は前年度に比べて大幅に減っております。これはなぜかといいますと、後期高齢者の医療制度の創設によりまして、75歳以上の

方が後期のほうに移られたということで減っているというところでございます。  
その最高年齢はということでございますが、後期高齢の方たちに移られたこと  
から 75 歳以上の方はそちらに移られてしまいましたので、その間の年代  
の方ということでございまして、74 歳までの方ということになります。それか  
ら、原因でございますけれども、原因については、大変申しわけございませ  
んが、ちょっとどのような原因で亡くなられているかということは、ちょっと調  
べておりませんので、ご容赦いただければと思います。

それから続きまして、保養所の関係の利用でございます。延べ人数か  
ということでございまして、こちらは延べ人数でございます。なお、利用の形態  
はということでございますが、1泊の方が多いただろうと。ちょっと今ここに具  
体的な資料を持っていないのですが、今担当のほうのちょっと記憶で申しわけ  
ないのですけれども、利用のあれを見ると、1泊のほうが多いのではないか  
というふうに考えております。

以上でございます。

それから、広報でございますけれども、広報につきましては町のホーム  
ページ等でお知らせをさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 どちら方面が多かったかというのも質問が。

中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 大変失礼いたします。どちら方面が多いかということ

でございますが、ちょっとそちらのほうも調べていないものですから、トータル的に、わからないのですけれども。

○河井勝久委員長 1泊か.....

○松本美子委員 今の答弁の関係なのですけれども、私、どっち方面というのはどこで聞いたのだから、ちょっと自分でもわからないのですけれども。どちらが多かったですかということ聞いたのです。答弁はちょっとおかしいから、もう一回、すみません。お願い.....

○河井勝久委員長 ちょっととらえ方が違った.....

○松本美子委員 1泊か2泊のどちらが多かったでしょうかと、そういうふう  
に聞いたので、どっち方面と、方角は聞いていません。

○河井勝久委員長 ごめんなさい。訂正します。

○松本美子委員 議事録に残りますので。

○河井勝久委員長 訂正します。

では、いいですね。

○松本美子委員 はい、わかりましたから。

○河井勝久委員長 いいですか、質問。

○松本美子委員 もういいです。わかりました。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 ないようですので、暫時休憩します。おおむね 10 分。

休 憩 午後 2時43分

再 開 午後 2時53分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

歳入歳出を含め総括的な質疑をお受けいたします。総括質疑者につきましては、前もって届け出をいただいております1名であります。

第10番委員、渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 幾つかというか、まとめて、保険料と共同事業交付金の関係なのですけれども、歳入の共同事業交付金は1億8,374万1,000円で、歳出の共同事業拠出金が1億7,808万5,000円で、その差額が565万6,000円なのです。19年度がその差額というのが、差額だけでいきますと2,309万3,000円になっていて、これは20年度のほうが差額というか、要するに嵐山町の部分が少なくなっているのですけれども、医療費が前年に比較して低くなっているということによるものなのかどうかということが1点です。

それと、順番に書いてあるのを順番に言っていくのですけれども、国保被保険者の医療費総額なのですけれども、6歳未満児が医療費の件数が1,949件で3.4%なのです。そして、医療費自体は1,454万5,558円で、全体の割合からいくと1.3%なのです。保険者負担分は8割負担ですから、ほかの部分に比べるとあれなのですけれども、1.4%という形で、割とやは

り6歳未満というのは、件数は多いのですけれども、医療費自体は少ないのです。この6歳未満児の医療費の傾向というのは、医療機関にかかるかどうかという相談機関があれば、コンビニ診療とか、いわゆる軽い気持ちで診療できたのが防げたのではないかなというふうに考えるのですけれども、そこら辺の評価とか、考え方について伺いたいと思います。

そして、これ先ほどもそうですけれども、国民健康保険だんだん高齢化してくるという形ですけれども、被保険者とか世帯主の平均年齢は幾らぐらいになるでしょうか。そして、その中でも無職者はどの程度の割合になってきているか、伺いたいと思います。1世帯当たりの国民保険料なのですけれども、幾らぐらいなのか、これ出してあるのだけれども、ちょっと計算が違うかもしれないので。その1世帯当たりの保険料は、全国平均と比較してどのような位置にあるのかということです。嵐山町では、一般会計の繰り出しというのは法定分しかないのですけれども、全国自治体で非常にばらつきがあるようなのですけれども、嵐山町の国保の1世帯当たりの医療費はどのような位置にあるのか。嵐山町で、事実上、今は保険料が比較的高いほうの部類になるのですけれども、一般会計からの繰り出しが法定以外はないという形で、今後もこの形で続けていくべきなのだろうと思うのですが、その考え方について伺いたいと思います。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

まず最初に、共同事業の交付金、それから拠出金の関係でございます。

共同事業交付金、今委員さんおっしゃられましたとおりでございますが、こちらもう少し詳しく見てみますと、主要な施策の説明書のほうでちょっとごらんいただきますと、146 ページ、147 ページが共同事業交付金の内訳が記載させていただいております。まず、共同事業拠出金、交付金につきましては2通りのものがございます、1つが高額医療費の共同事業交付金、それからもう一つが次のページの147 ページの一番上に保険財政共同安定化事業の交付金と、この2つが合わさりまして共同事業交付金という形になっておりますが、中身的には高額医療費の共同事業交付金のほうが、こちらが1件80万円を超えるような高額の治療費、これに対しまして、それぞれ拠出金を市町村が持つ分と、それからこちらについては国、それから県、それからそれぞれ4分の1ずつの負担がございます。それと、町の負担分としての4分の2、これを合わせまして拠出をし、そしてそれを納付に充てる。80万以上のものの100分の59に相当する額が交付されることになっております。まず最初に、こちらのほうの件数なのですが、ここに現年度分の交付対象件数が133件というふうに、146ページのところにございますが、記載させていただいております。昨年度は、こちら85件でございます。件数的には20年度のほうが伸びているということです。それから、もう一件のほうは、こちらのほうが金額的には大きいのですが、保険財政の共同安定化事業の交付金でございます、こちらは1件、ここに記載してありますように



30万円を超える金額のもの、それから80万円までのものと、これが対象になるものでございまして、こちらについてはすべて市町村の拠出金で賄っているというものでございます。こちら件数も20年度対象件数は659件でございまして、昨年度は実は560件でございました。件数的にはそれぞれの対象件数は19年度に比較して伸びております。しかしながら、今委員さんおっしゃられましたように、それぞれの納付金の額が減っていると。これは、その1件当たりの金額が20年度、19年度に比較して、町での医療費の1件当たりの金額が高額のものが減っているということによるものだというふう  
に考えております。

それから続きまして、6歳未満の未就学児の医療費の関係でございまして。委員さんのほうから詳しいご説明がございましたので、私のほうから数字を申し上げますが、まずこの中で、件数について多いのだけれども、それに対して医療費が少ないと、この辺の考え方はどうかということなのですが、6歳未満の未就学児のかかっている傾向を見ますと、一番多いのが感染症、これは多分風邪ですとかインフルエンザ等によるものかな。こちらのほうが一番件数が多いです。続いてが.....失礼しました。一番最初に多いのがやっぱり呼吸器系と感染症です。そして、あと皮膚系の皮膚科関係のほうが多いということになっております。件数に対して医療費が少ないというのは、医療費全体から考えますと、今ちょっと申し上げましたように、かかる内容が風邪であるとかインフルエンザであるとか、それほど医療費が高額になるよ

うなものにかかっているということではないのではないか。高齢者の医療費が高いと言われますのは、入院医療費が高い。それから、いわゆる循環器系ですとか、糖尿病ですとか、そういったものに関しての検査の費用がかかったり、あるいは薬代がかかったりということで、かかる医療費が非常に高くなる、1件当たりの。そういったことも関連をして、かかっている件数の割には医療費が、対象件数、対象額が少ないというのはそういうことではないかなというふうに分析をいたしております。

それから、もう一つ、相談機関というものでございます。こちらのほうの分析はということでございましたけれども、確かに相談機関等があれば、非常にそういった例えば多少熱が出たとか、そういったときには、この程度だったら大丈夫ではないのというようなこともあるのかな。一つ考えられますのは、非常に核家族化しているというのでしょうか、そういったことも影響して、相談、確かに委員さんおっしゃるように、ちょっと何かがあった場合になかなか身近に相談をするという機会がないと、それで直接お医者さんのほうに行くという傾向はあるのではないかなというふうには思っております。ただ、詳しい分析はしておりませんので、その辺のことについてはちょっとはっきりしたお答えはできないというふうに考えています。

それから続きまして、被保険者及び世帯主の平均年齢というお話でございしますが、大変申しわけないのですけれども、こちらのほうについてはちょっと調査をしておりませんで、本日のお答えではちょっとご容赦いただければ

なというふうに考えております。

それから、無職者の世帯、割合はどの程度かということでございます。無職者の件数についてもちょっと現在は調査をしておりません。ただし、一つの例で申し上げますと、まず埼玉県内の平均でいきますと54.8%、県全体では国保の54.8%が無収入世帯であるというふうになっています。嵐山町では調べていないのですが、一つの参考例として、65歳以上の方の国保世帯の国保に占める率をいきますと、大体32.9%になっております。65歳以上の方がすべて無職だということではないのですけれども、その程度であると。それから、60歳なり65歳までの方をまた算入いたしますと、ある程度県の平均レベルに近いような数字になってくるのかなというふうには思っております。

それから続きまして、1世帯当たりの国民保険料でございます。こちらもちょうと20年度の国のベースの平均の保険料というのは、ちょっとまだ今多分国のほうでも数値をこちらからいろんな資料を今出して、それをまとめているところでございます、こちらに示されておられません。ただ、埼玉県内のものに関しまして、世帯ではないのですが、1人当たりの調定額というのがありますので、こちらのほうをちょっと参考にお答えにかえさせていただきたいと思うのですけれども、平成20年度の1人当たりの保険税になります、嵐山町の場合は。調定額が嵐山町が8万9,196円ということで出ております。埼玉県の平均が県全体の市町村の計が8万7,794円というふうに出てお

ります。こちらにつきましても非常にやっぱり今委員さんおっしゃられましたように、市町村によって大きなばらつきがございます。非常に高いところだと、1人当たり13万というようなところもございますし、低いところだと、小鹿野町では4万1,769円、こういうようにばらつきがある。嵐山町は、埼玉県の中では、1人当たりの調定額は平均からちょっと上というぐらいな感じになっております。

それから、一般会計からの繰り出しの、国保からいけば繰り入れということになります。本町にあってはほとんどルール分、一般会計からの繰り入れ分はルール分だけというふうになっておりますが、今これも委員さんおっしゃられましたとおり、ちょっとこちらの調査によりますと、これは19年度の一般会計の繰入金、これのちょっと分析したものがございまして、こちらを見ますと、これも埼玉県なのですが、県の市町村平均、これはルール分以外ということ。いわゆる保険料、保険税、こういったものの補てんのためのその他繰り入れという部分が、1人当たりの金額なのですけれども、市町村平均では1万3,793円というふうになっております。こちらも非常にやはり県内でばらつきがございまして、一番多いところで繰り入れるところだと、1人当たり3万8,000円ぐらいは繰り入れているところもありますし、ほとんど本町のように繰り入れが100円台とかいうようなところもございます。そのような状況でございます。ですから、委員さんおっしゃられるように、保険料の額というのを一般会計からの繰り入れ分というのでしょうか、それによって相当

差があるといいましようか、それでコントロールされている部分もあるかなというふうには思われます。

それから続きまして、医療費でございます。医療費につきましては、20年度の本町の1人当たりの医療費の状況でございますけれども、嵐山町の場合は、今ちょっとざっと計算したところですのでけれども、25万3,183円ほどになっております。それから、国の医療費の1人当たり平均が26万7,000円というふうになっております。県が25万1,675円ということでございまして、国の平均から比べると、嵐山町の医療費は若干下回っているかなというような状況でございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すぐのあれでなのですけれども、嵐山の場合は、国保料は8万9,196円で県よりも金額が若干高目なのですけれども、逆に言えば医療費も県の平均よりも若干高目なので、これは方法としては、この数字で直ちに見ることは言えないのですけれども、予防事業とか、そういった部分での施策が少し足りなかったというふうに考えられるのでしょうか。予防といいますか、そういうふうな部分での考え方がちょっと。嵐山の場合は、これは全くルール、法定以外のものは出していないわけで、そういった部分で若干でもふやしていくと、医療費が下がるというふうな傾向になるかどうかはわからないのですが、これがよくわからないのです。小鹿野町が1人当たり3

万 8,000 円ほど医療費を入れているということですよ、ルール分以外に。というふうに今.....そうではないのだ。小鹿野町が4万 1,769 円で、1人当たりの医療費がこんなに、保険料が低いのですよね。そうすると、かなり県よりも保険料が低いということは、逆に言えば町からの持ち出しが非常に多くてということで、それを小鹿野町の場合は医療費も少ないほうに入るというふうに聞いていますけれども、その部分での考え方なのですからけれども、嵐山の場合は保険料は若干高くて、医療費は若干多いのですよね、県よりも。ということは、何かどっちかという、マイナス部分が多いのかなというふうな感じがするのですけれども。1年で一概には言えないと思うのですけれども。また、昨年度と今年度で高額療養費の金額でいえば、高額療養費が非常に少なかった、件数は多くても少ない.....ごめんなさい。1件当たりの金額が少ないということは、それだけ重度な病気とか、そういったものが少なかったというふうに考えたほうがいいのかどうか分からないのですけれども、そこでの考え方として、国保としては、今の嵐山町の政策的には町の町民に対しての国保料、医療費を下げる政策としては妥当なものと考えられるのかどうか、伺いたいと思います。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず1点、小鹿野町の例があったわけなのですけれども、小鹿野町さんの場合は保険料も県平均よりも少ない。そして、それはイコール、いわゆる

医療給付、要するに医療費自体が少ない。医療費が少ないので、保険料も少なくて済むと。非常に健全なところだということです。特異だと思います。そのほかのところはありません。逆に言いますと、嵐山町の場合は、先ほど委員さんおっしゃられましたように、一般会計からの繰り入れがルール以外はほとんどないと。これは、本来国保会計として一番健全なものでございまして、当然保険ですから、保険料と公費等の負担分、それで賄えるというのが一番いいわけございまして、本町はそういう意味では保険料の適正化、県の水準ぐらいの保険料で、なおかつ一般会計からそういった繰り入れを特に多くしなくても保険財政が営んでいけると、いけてきたということで、一番ある意味ではいい状態だったというふうに思っております。決してその他繰り入れが多いところに関して、いいということではないというふうに考えていますので。

それから、もう一点は、これも委員さんがおっしゃっていただいたのですが、けれども、医療費、毎年毎年なかなかその変化があるので、見込みがやりづらい。それと、高額療養費の関係で言いますれば、これも私が思っておりますのは、後期高齢のほうの制度の設立によりまして、20年度については一般の被保険者が75歳以上の方が後期のほうに移られたと、こういったことで、高額の件数は多かったのだけれども、大きな長期にわたって入院するとか、そういった部分の医療費が少なくなったのではないかなというふうに考えておるところでございます。ただ、逆に言いますと、1件当たりの医療費

はそれほどなかったとしても、高額のものとしては件数がふえています。そういったことを考えると、決して安心できるような状態ではないなというふうに考えておるところです。保険の事業への一般会計からの繰り入れということにつきましては、非常に嵐山町の場合は今まで健全にある程度やってこられた。特定健診等も導入が国保会計されまして、パーセンテージ的には十分満足できるような数字ではございませんけれども、一定の成果はある。それから、人間ドック等の補助も町では、他町村に比較すると、非常に多くの定数に対しまして人間ドック、保健事業等の補助も行っております。そういった面では、他町村に比較にして保健事業が不足しているというふうには考えてはならないところでございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 以上で総括的な質疑を終了いたします。

これにてすべての質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これより第 65 号議案 平成 20 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕



○河井勝久委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時17分

再 開 午後 3時17分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 第66号議案 平成20年度嵐山町老人保健特別会計  
歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は一括して行います。

どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これより第 66 号議案 平成 20 年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出  
決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○河井勝久委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

---

#### ◎議案第67号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 議案第 67 号 平成 20 年度嵐山町後期高齢者医療特  
別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっており  
ますので、直ちに質疑に入ります。質疑は一括して行います。

どうぞ。

清水委員。

○清水正之委員 今回の後期高齢者 1,848 人ということなのですが、私た  
ちそのものは後期高齢者このものの制度、そのものの導入反対ということで  
やってきましたけれども、この一番の理由として、新たに高齢者に保険料を  
かけるというものについてはもう認められないということで来ました。実際に  
今度の被保険者については 1,848 人いるわけですがけれども、今まで扶養さ

れていた人、この人については保険料がかかっていなかったのに、保険料が新たに発生するというふうになっていたと思います。それから、同時に括弧の部分について、79人ですけれども、この人は65歳から74歳の障害者の人たちなのです。後期高齢者に入ったために窓口負担が1割から2割になったという人だというふうに認識をしていますけれども、特に1,848人の保険料が新たに徴収されるという人がこの中のうちのどのくらいの比率がこれに当たるのでしょうか。これが1つです。

それから、174ページの未収額がここにあるわけですけれども、これ多分自主納付分だと思うのです。そういう面では、後期高齢者の場合は多分半年保険料が徴収されないと保険証取り上げるというふうになっていたと思います。この未収額については一体何人で、いつから保険料が未収になっているのか、2点だけお聞きしておきたいというふうに思います。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、後期高齢者の被保険者数の中で、今まで配偶者等で国保であれば保険料を取られなかった方、この方が何人かということなのですけれども、大変申しわけございませんが、ちょっと本日その資料を持っておりませんので、お答えについてはご容赦をいただければというふうに思っております。

それから、続きまして未収金の関係でございます。未収金につきましては、今委員さんが半年滞納があった場合というふうにご質問いただいたの

ですが、後期高齢のほうも資格証明書の発行の要綱、基準、こちらのほうが整備をされておりまして、こちらについては1年間というふうになっています。1年間以上滞納がない場合、なおかつそれについて納める意思がないといえるでしょうか、そういった前段としてございまして、特に徴収に関しては、この後期高齢の特別会計にありますように、後期高齢者医療の制度は運営自体は連合ですけれども、徴収は町が行っております。ですから、その辺も町のほうでは十分に、特に後期高齢の皆様方については制度の内容が何回も変わったりして非常にわかりづらかったというところもありまして、いきなり滞納の督促状を出すとか、そういったことはしないようになるべくして、滞納があった場合には電話でご連絡をするなり、あるいは制度の説明をするような文書を改めて送付をさせていただくというような形で個人的に接触を行い、制度の説明をさせていただきながら徴収をさせていただいているというのが実態でございます。ですから、確かに資格証明書の発行基準はありますが、20年度の状況を見てまいりますと、今のところはそれに該当するような方はいらっしゃらないというふうに私どもは判断いたしておるところでございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 保険料の関係ですけれども、1,848人のうちの要するに社会保険、これはごくごく少ないでしょうけれども、社会保険の扶養に入って、

少ないというか、本人が社会保険で奥さんが扶養という人は少ないと思うのです。その部分と、息子さんの扶養に入っている人、これは保険料が徴収されるわけですね。そういう点では、この比率のおおよそどの程度の人たちが保険料が新しく徴収になるのでしょうか。1つはだから社会保険の本人の人は今まで保険料かかっていた、それから75歳以上の単身世帯あるいは夫婦の世帯を除いた部分が新たに保険料が徴収される人たちだというふうになるのかなというふうに思うのです。そうなった場合に8割、9割、あるいはもっといっているかもしれませんけれども、そのくらいの人たちが新たに保険料が徴収される人たちとして後期高齢者の中で生まれてきたという認識でいいのかどうか確認しておきたいと思います。

それから、保険証の関係ですけれども、老人保健法の中では高齢者については保険証を無条件で交付するというふうになっていました。昨年からだと思うのですけれども、子供については保険証を無条件で交付するというふうになっていたと思うのです。そういう面では、今度後期高齢者ができたことによって老人の人については保険証を取り上げるという、短期保険証に切りかえられてしまうという人たちが新たに出てくるわけです。そういう点では、この4万9,900円というのはこれ人数は何人なのでしょう。いつごろから滞納になっているかわかったら教えてもらいたいと思います。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず最初に、被扶養者であった被保険者数、ちょっと資料が届きましたので、お答えさせていただきます。1,842人のうち352人でございます。

それから、未収の関係につきましては対象者が10人でございます。

それから、いつからということでございますが、ちょっと手元に資料はないのですが、未収額につきましては、これは決算上のところで確かに10人出ているのですが、先ほど申し上げましたように、長期にわたって滞納されているという方はおりません。大体1カ月とかそんなようなことございまして、はっきり申し上げて、昨年度も本来は特別徴収というのが全面的に出ていたのですが、中には普通徴収で制度上いただかなくてはならないという方もいらっしゃるしまして、そういう方が自分は特別徴収で納めているものだと思ったというような方も非常に多かったです。今年そういった制度の運用上わかりづらかったところがありまして、2カ月なり3カ月なりという制度上滞納があった場合は本人に連絡をとって、そしてどうして納めていただけないのか、わかっていらっしゃるのかどうなのかということで個別に連絡をとってございまして、そういった結果、長期にわたってずっと滞納が続くというような方は20年度はございませんので、この10人についても本当に1カ月とか、そういったちょっと忘れていたのでしょうか、そういった部分があるのではないかなというふうに考えてございまして、長期にわたって6カ月とか、そういうような状況はございません。

以上でございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

青柳委員。

○青柳賢治委員 174 ページ、歳出の状況で広域連合の納付金が1億2,814万3,605円というふうに決算額出ました。簡単で結構ですので、どのようにしてこれが歳出額として出てきたのか。

それから、戻ります。173 ページ、今年度末現在1,848人ということが後期高齢者に被保険者数としていらっしゃいます。この中で後期高齢者医療保険料、これを対象にならなかったというか、お元気でいらっしゃった75歳以上の方って何人ぐらい、わかりますか。元気である方、要するにだから保険を使わなかった人。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず最初に、納付金のほうなのですけれども、1億2,814万3,605円納めております。この内訳でございますが、こちらにつきましては歳入のほうにもありますように、納付金は町が保険者から保険料として徴収いたしました保険料、つまり特別徴収の保険料と普通徴収の保険料、それにいわゆる保険料の軽減をしている分、その分の保険基盤安定分、これを合算して納付をしたものでございます。

それから、続きまして1,848人のうちいわゆる医療給付を受けなかった方、お医者さんにかからなかった方ということですが、大変申しわけないの

ですけれども、そちらのほうは今ちょっと調べておりません。申しわけございません。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

安藤委員。

○安藤欣男委員 後期高齢者医療制度が発足、先ほど清水さんからは批判的なことの中でありましたが.....

〔「そんなこと関係ない。自分の決算やれ、自分の決算を。そんなことは関係ない。私の考え方ぐじぐじ言うことない」と言う人あり〕

○安藤欣男委員 そういう見方の中でやるのはいかがかなというふうに思っています。

〔「大きなお世話なんだ」と言う人あり〕

○安藤欣男委員 後期高齢者医療制度については.....

○河井勝久委員長 安藤委員、質問ですから。

○安藤欣男委員 ですから、そういう意味が入っているから、言っているの  
で。国の政権がかわってそれが大きな目玉になっているようでございます。  
新たな社会の中でこの後期高齢者医療制度が発足して今日まで来ている  
わけですが、収納率、これは特別徴収ですから、これは年金からということで  
100%、普通徴収でも99.87ということでございまして、認識は本当に嫌



なら入らないという人もいるわけです。そういうことでございまして、国保会計にしてもこの制度ができたために随分身軽になって、しかも嵐山町の状況もほかの、先ほど渋谷委員からも質問がありましたが、健全な会計運営ができているということでございます。これは今後どういうふうに変わっていくのかわかりませんが、願わくば安定した老人医療の確保が必要だというふうに思っています。

1点お伺いしますが、特別徴収で還付未済額があるわけですが、これも先ほどの国保のほうでもありましたが、この還付未済額について説明お願いします。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、還付未済額につきましてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、特別徴収として20年度に保険料を納めていただいた。ただし、お亡くなりになられたという方につきましては、特別徴収で納めていただいた分を、要するに亡くなられた月、例えば3月に亡くなられたら3月分というのは返金をするようになっておりまして、それを新年度で返させていただきますというものでございます。主に死亡者等による還付でございます。

○河井勝久委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 そうすると、これは新年度で還付するということで、還付事業がおくれているとか、そういうことではないということにとらえていいので

しょうか。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 これは、亡くなられたということが特別徴収の後にわかった場合等は、当然年度途中であればそれはその年度の中で処理をさせていただくのですが、たまたま3月等の決算時期等でありますとそれが還付できなくて残るというものでございまして、事務上やむを得ないものだというふうを考えております。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これより議案第67号 平成20年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○河井勝久委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午後 3時38分

再 開 午後 3時49分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 第68号議案 平成20年度嵐山町介護保険特別会計  
歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は一括して行います。

どうぞ。

金丸委員。

○金丸友章委員 192ページの保険給付費で、これは居宅介護、それから  
介護予防の中で福祉用具購入費の交付金、補助ですけれども、用具につ  
いてどのような内容であるのかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 お答えいたします。

用具の具体的なものなのですけれども、入浴補助用具が8件のうちの6

件でございます、すのこですとかシャワーベンチというような、そういったものでございます。それから腰かけ型の便座、こういったものが購入の内容というふうになっております。

以上です。

○河井勝久委員長 金丸委員。

○金丸友章委員 一番上段のほうの 33 件の用具の購入、この内容についてお願いいたします。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 介護サービス、予防ではなくて居宅介護のほうのこちらの 33 件の内訳でございますけれども、主なものといたしましてはポータブルトイレ、それからシャワーベンチ、こういったものが主でございます。

○河井勝久委員長 金丸委員。

○金丸友章委員 今の用具等についての補助が9割を補助という内容になっておりますけれども、これについての町民の方へ、利用者といいますか、そういう希望される方への希望予定がある方への周知といいますか、そういうものはどういう方法で行われておられるのか。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 一つには、広報等も行っておりますけれども、介護保険のパンフレット等を配らせていただいて、それを見ていただくという方法もございますし、あとは介護認定をしていただくときにケアマネジャーが

つきますので、そういった方々からこういったサービスがあるというふうなことで内容を聞いていただきながら、ご本人の希望に沿った形で購入いただいているというふうな形になっております。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

川口委員。

○川口浩史委員 181 ページの表の見方なのですが、上から2番目の表の中に外国人被保険者と住所地特例被保険者というのがあるのですが、外国人もこの制度受けられているということなののでしょうか。その方が3名いるということなのか伺います。

それと、住所地なのですが、これはちょっとどういうことなのかと、前年度が28名で今年度が26名、途中の増減がなくて26名になっているのですが、途中の増減がなぜ出ないで26ということがわかったのか伺いたいと思います。

それから、20年度の高齢化率ですが、何%ぐらいになるのかというのと、今後の伸びというのが計算されているようでしたら伺いたいと思います。

185 ページの歳出の状況の表、一番上ですけれども、保険給付費、これが19年度に比較して1,000万円からの減になっているということで、19年度も18年度に比較して減っているわけですね。これはどういう理由が考えられるのか伺いたいと思います。

それから、老老介護をしている世帯というのは何世帯ぐらいあるのか、つ

かんでいるようでしたら伺いたいのと、あと介護によって、この前裁判でもありましたけれども、奥さんを殺してしまったとか、そういう事件がありましたですね。裁判がありましたよね。介護で苦労してというか、本当に悩んでいるというような深刻な相談が実際にあるのかどうか伺いたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 最初に、181 ページの第1号被保険者数の状況ということで、その中の再掲外国人被保険者ということでございますけれども、これにつきましては短期滞在の場合には入らないのですけれども、長期になりますと外国人の方も介護保険の被保険者になるというふうなことになってございます。

それから、その下の住所地特例の被保険者数なのですが、これはちょっと異動があったのですけれども、たまたまこの中には入れていなかったのですが、どんな場合かという、例えば介護老人保健施設などの設置されている市町村のところに、ほかの市町村から入所されますと、保険や何かの関係がその市町村のところに集中して負担がかかってしまうというふうなことがございまして、それを解決するために措置したというか、入所するときに住所地のあったところの市町村がそのまま保険者というふうな形をとってございますので、そういった方が26名というふうなことになっております。

それから、高齢化率なのですけれども、高齢化率は最近のよろしいで

しょうか。

○川口浩史委員 はい。

○岩澤浩子健康福祉課長 今年度の9月1日現在ですと22.6%になります。それから、将来の高齢化率ですけれども、平成23年が23.2%、平成26年が27%というふうに見込んでございます。

それから、185ページ、保険給付費の平成19年度との比較の減額の理由でございますけれども、これにつきましては一つには施設介護サービス費の中の介護療養型医療施設というのがあるのですけれども、これが大幅に減っております。2,550万円ほど減っているのですが、これは具体的に言ってみれば、武蔵嵐山病院が介護療養型から医療型のほうに転換をいたしまして、大分ここに入所されていた方が医療型のほうに移ったり、ほかの施設や何かに移ったというふうなことがございまして、大幅な減額というふうになっております。

それから、居宅介護サービス費のほうが大分、これも1,300万円ほど減額というふうになってございまして、その一つにはらんざん苑が昨年30床増床いたしまして、嵐山町の方でも大分そこで待機されていた方が入れたというふうに思っております。そうしたことによりまして在宅のサービスが施設サービスにかわった関係がございまして、居宅介護サービスが大分減ったというふうなことが大きな原因というふうに思っております。

それと、一つにはそのほかに包括支援センターがございまして、大分予防

給付のほうが進みまして、介護のほうの費用も幾分減ったのではないかなというふうに思っております。

老老介護の世帯の関係ですけれども、ちょっと把握してございませんので、申しわけございません。

最後の介護の犯罪的なこと、相談の関係ですけれども、山岸副課長のほうから答弁させていただきます。

○河井勝久委員長 山岸副課長。

○山岸堅護健康福祉課高齢福祉担当副課長 それでは、介護の相談の関係についてお答えを申し上げます。

例えば要介護者がいる方でずっと介護を続けてきて、その結果精神的に疲れてしまって参ってしまったとか、あるいはひとり暮らしの方ではありますけれども、すぐそばにご兄弟、ご兄弟もやはり 65 歳以上の方ですけれども、そういった方が介護に携わっているというような場合もあります。1回、2回の相談で解決する問題もありますし、いろいろな手続を、まさに包括支援センターの出番なわけですけれども、包括支援センターのほうで手続等をお手伝いしながら、年金のことであるとか施設に入るまでのお手伝いだとか、そういったことをやりながら、問題の出た場合は解決に向けて活動を行っているという状況でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 川口委員。



○川口浩史委員 保険給付費の 185 ページの件ですが、そうすると認定が 1 段下がってしまって、その関係で保険給付費が減ったということは、それはないということによろしいのでしょうか。

それと、在宅から施設にということですが、在宅から施設に移っても保険給付費はそんなに変わらないのではというか、むしろ施設に移ったほうがふえてしまうのではないかと思うのですが、その辺ちょっと私のほうが考え違いしているのかどうか伺いたいと思います。

老老介護の関係ですが、さまざまな事件が、案件が起きているというのは決して珍しい事件ではないわけです。埼玉県内でもあったわけですし。ちょっと老老介護のところはちゃんとつかんでおいて、訪問をして様子を聞くというのが大事なことではないかなと思うのですけれども、その点が今の体制でやれるかどうか伺いたいというふうに思います。

以上です。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 認定の数ですけれども、認定の数につきましては平成 19 年度が 707 件で、平成 20 年度は 730 件ということで若干ふえております。

それから、先ほどの施設に入ったほうが高いのではという話でございませうけれども、確かに一つ一つのサービスを見ていきますと施設サービスのほうが高いわけですし、当然入所されたほうが費用はかかるわけですけれ

ども、いろんな個々のサービスを足していったときに、同じ比較では施設サービスのほうが低いわけですが、居宅サービス全体では大分利用料が減ったというふうな事になっています。

ただ、全体的なここにあります 1,000 万からの減額というふうになりますと、大きくは介護療養型がメインでして、居宅サービスのほうも 1,300 万ほど減っているのですけれども、差し引きできちっとしたこれで何が減ったというふうになりますと、確かに居宅サービスの部分というのよりも施設サービスのほうがかかるわけですが、一つ一つの理由としましては居宅介護サービスのほうが減って老人介護福祉施設のほうが増えておりますけれども、介護施設全体では療養型のほうがありますので、減っているというふうな状況なのです。

○河井勝久委員長 山岸副課長。

○山岸堅護健康福祉課高齢福祉担当副課長 それでは、老老介護の関係についてお答えを申し上げます。

老老介護直接ではございませんが、町は包括支援センターで平成 19 年 10 月から高齢者等見守り事業という事業を行っております。この事業につきましては、民生委員さんから地区の 65 歳以上の独居の高齢者で日常生活の状況等から見守りが必要な方、あるいは 70 歳以上の高齢者だけの世帯で同じように継続した見守り等が必要と思われる世帯ということで、民生委員さんから対象となる世帯を上げていただいております。民生委員さんか

ら上げていただきますと、町の職員と看護師さんで同行して指導、お宅にお邪魔して、ご本人たちの訪問してもいいよと、そういう意思もございますので、そういう意思を確認した上で、必要に応じて週1回から年2回、年1回あるいは月1回という形で必要に応じて訪問をさせていただいております。

委員さんご指摘の老老介護については、例えば介護サービスが入っている家庭についてはケアマネさんですとかヘルパーさんですとか、そういった方の目が届くということがございます。当然そういった中で、もし先ほど困難な相談件数を申し上げましたけれども、そういったケースがあればケアマネさんのほうから町の包括支援センターのほうに相談がございまして、この見守り事業については、そういったサービスの入っていない家庭を見守りということでは回らせていただいているところでございまして、引き続きこういった見守り的な事業を充実させていきたいと考えております。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 1点なのですけれども、186 ページなのですが、普通徴収の方は何人いらっしゃったのでしょうか。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 578 人でございます。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○**渋谷登美子委員** ちょっと計算していないのですけれども、1人平均幾らの徴収金額になってきているのでしょうか。1世帯ですね。

○**河井勝久委員長** 岩澤健康福祉課長。

○**岩澤浩子健康福祉課長** 1世帯当たりの平均ということですが、平成20年度の調定額2億705万9,543円を、一応世帯の第1号被保険者のいる世帯が2,929世帯ということで、これを割ってみますと7万693円というふうになっております。

○**河井勝久委員長** 渋谷委員。

○**渋谷登美子委員** そうしますと、私が今計算したら、普通徴収の方は1世帯当たり7,538円と、これ2カ月に1編ですから、2カ月に1遍7,538円という形の平均でよいのでしょうか。普通徴収の方について伺っているのですけれども。ちょっときついなと思うので。

○**河井勝久委員長** 岩澤健康福祉課長。

○**岩澤浩子健康福祉課長** すみません。普通徴収の部分は、世帯数でちょっとわからないので、人数割でもよろしいでしょうか。

○**渋谷登美子委員** はい。今の世帯数だったよね。さっきの578は。

○**河井勝久委員長** 岩澤健康福祉課長。

○**岩澤浩子健康福祉課長** 普通徴収の調定額を、先ほど申しあげました普通徴収の人数ということで578人なのですけれども、中には途中で特徴と普通徴収にかわる人がいるのです。そういう方が10人ほどおまして、そ

れを足して割らせていただきますと、年間4万 4,560 円というふうな数字が出ます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

清水委員。

○清水正之委員 今回の介護保険の関係で、居宅サービスが前年よりもかなり減って、対象人数も減ってきているし、金額も減っているのです。内容的には新予防給付が導入をされて、自分でできることは自分でやるというふうに変ったと思うのです。したがって、サービスの制限というのがかなりきつくなったのかなというふうに思うのですけれども、居宅サービスが減った原因というのはその部分がかかなり含まれているのでしょうか。

それと、もう一つは施設サービスのホテルコストが導入をされています。これは先ほど言ったらんざん苑の関係だと思うのですが、施設サービスについては対象人数はふえてきているのです。そういう面での利用者の負担というのはどういうふうな形で変わってきていますでしょうか。

以上です。

○河井勝久委員長 山岸副課長。

○山岸堅護健康福祉課高齢福祉担当副課長 それでは、居宅サービスについて前年より減しているというご指摘でございます。委員さんご指摘のとおり、前年と比較して1,063万 494 円、4.3%減少しております。この原因につきましては、先ほど課長のほうからご答弁申し上げましたけれども、

全体的な件数が減っているということが第1の原因でございます。逆に施設サービスのほうが件数が伸びているという状況でございます。ただ、施設サービスが件数が伸びている割に費用が余り伸びていないという状況がございまして、全体としての介護給付費も前年と比べまして7億5,359万5,144円から7億4,269万8,810円と1.4%減少しているという状況でございます。これ介護療養型施設の利用者から特別養護老人ホームの利用者、介護療養型は減っておりまして、特別養護老人ホームがふえているという状況の中で起きている現象だというふうに分析をしております。

また、新予防給付導入によってサービスの制限等というお話がございました。18年度から新予防給付が導入されておりまして、平成17年度の、このときは予防給付でなくて支援サービス費という項目でございましたけれども、17年度の決算額を見ますと1,187万6,363円となっています。18年度は2,001万4,556円、20年度については新予防給付が3,555万3,747円となっています。これは要支援が17年度までは要支援ということでしたけれども、18年度以降は委員さんおっしゃったとおり新予防給付ということで要支援1、要支援2に分かれておりまして、人数もふえておりますので、当然予防給付自体の額もふえているという状況でございます。

それから、施設サービス費についてのホテルコストについてということでございまして、こちらについても17年度の途中からだと思いますが、施設に入所した場合部屋代と、あと食事代、こちらが実費負担となっております。し

かしながら、低所得者に対しては特定入所者介護サービス費というのがございまして、食費についても部屋代についても正規の額よりも減額をされておりまして、所得の低い方については以前よりも負担が減っているという状況でございます。所得の高い方については、そういった特定入所者介護サービス費というのは支給がありませんので、負担がふえているという状況でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 サービス料についてなのですが、介護認定が今回も見直しがされるという話が出ているわけなので、そういう点では新予防給付が導入されて、サービスそのものが切り捨てられるという状況は生まれているのでしょうか。そういう点では一定程度町が一般会計の中でホームヘルプサービスについては該当されている部分もあるのですけれども、そういう点での介護保険の中でのサービス、多分40%前後になっているのではないかなというふうに思うのですが、そういう点でのサービスの切り捨てというのは起こっているのでしょうか。

それと、施設サービスについては、らんざん苑で50床だったですか、増床しましたから、その部分が特に嵐山の中では施設に入れる要件が広がってきたかなというふうに思いますし、比企医療圏内でも全部の、比企医療圏内でもクリアしているとは思いますが、嵐山の中での待機をしてい

る人というのは実数でどのくらいいるのでしょうか。2点だけお聞きしたいと思います。

○河井勝久委員長 山岸副課長。

○山岸堅護健康福祉課高齢福祉担当副課長 それでは、サービスの切り捨てがというお話でございました。要支援1、2の方につきましては、包括支援センターで介護予防のケアプランを作成いたしまして、包括支援センターのほうでその作成を行っているところでございまして、一部について、きのうもご答弁させていただきましたけれども、事業所に委託しているという部分がございます。そういった中から、私どものほうに直接サービスが足りないというお話につきましては今のところございません。

それから、待機者についてでございますが、こちらについては今現在県のほうで県内の状況というのを調べております。お一人の方が1つの施設だけでなく幾つかの施設を申請をされているという状況がございますので、県が県内の各施設から待機者を洗い出して、それを町のほうにデータを送ってきて、住民情報等と突合しながら名寄せをして実際の待機者というのを洗い出していくという今まさに作業をやっているところでございます。昨年同様な作業がございまして、そのときの待機者については嵐山町では50名となっております。

以上です。

○河井勝久委員長 清水委員。



○清水正之委員 ちょっと確認だけさせてもらいたいのですが、50名というのは実人数ですか。

○河井勝久委員長 山岸副課長。

○山岸堅護健康福祉課高齢福祉担当副課長 実人数でございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 では、歳入歳出を含めて総括的な質疑をお受けいたします。

総括質疑者につきましては、前もって届け出をいただいております1名であります。

第10番委員、渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 普通徴収の方が18万以下の年金の中で年間4万4,560円支払っているということですよ。これの重さについてはどのように受けとめられるのか伺いたいと思うのですが、578人という形で、それだけというのは私は非常に厳しいなと今聞いていたのですけれども、その点について1点。

それと、これはやがて障害者自立支援法と介護保険は統一化されるというふうな形で考えていたのですけれども、障害者自立支援法と介護保険では65歳以上になると介護保険のほうが優先されるようになってくるのですけれども、65歳以下で障害者自立支援法の認定をされていて、そして65

歳になって介護保険の認定に移る方というのはいらっしゃったのかどうかということと、その場合、よく伺っているのは障害者自立支援法の認定のほう  
がサービスのメニューが多く、介護保険のほうメニューが少ないというふう  
に聞いていて、同等なものがサービス提供できたのかどうかということ伺  
いたしたいと思います。

居宅事業として事業の割合なのですけれども、これは出ていたのですけ  
れども、施設事業の場合は、施設サービスの場合は100%皆さんが利用さ  
れるの当然なのですけれども、居宅事業の利用率というのは大体どの程度  
になるのか伺いたしたいと思います。

それで、先ほどなのですけれども、高額介護サービスがあって、それが  
年間1,183件で、1件当たりの平均が1万470円になるかなと思うのです  
けれども、居宅介護サービスの中でフルに使われていらっしゃる方もいると  
いうことですね。その割合と、逆にメニューは全然使われていない方とい  
うものの割合というものはあるのか、あるとしたらそれはどのような形にあるのか  
伺いたしたいと思います。

先ほどもしかしたら伺ったのかもしれないのですけれども、居宅サービ  
スの利用者で施設介護に移行した方というのはどのくらいいらっしゃったのか  
ちょっと伺いたしたいと思います。

介護保険料の1世帯の平均は今のお答えだと7万693円で、私は意外  
と低いなというふうな印象があるのですけれども、他の自治体との関係では、

ほかの自治体との関係で嵐山町の介護保険料の1世帯当たりの平均というのはどのような位置をするのか。介護保険料というのは介護サービスに合わせて保険料をつくっているの、具体的に介護サービスとの関係で嵐山町の介護サービスは利用率の割合に比べて十分メニューとしてあるのかどうか伺いたと思います。

もう一つなのですけれども、居宅介護サービスのうち社会福祉協議会をかなり使っていると思うのですけれども、社会福祉協議会を使われる割合というのはどの程度なのか。その中でも特に私はちょっと気になっているのですけれども、介護保険にかかわっている方の移送サービスはどのように行われているのか伺いたと思います。

先ほどの話なのですけれども、介護予防というのは介護給付を抑えるために介護予防を行うわけなのですけれども、具体的に介護予防メニューというのはどの程度効果が上がったというふうに判断できるか伺いたと思います。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 一番最初に質問いただきました普通徴収の方の保険料の重さというふうな話でございましたけれども、確かに年金の受給率の低い方にとっては4万4,560円、これを月額にしますと3,713円ということで大変な金額になるかと思うのですけれども、普通徴収の場合本人が支払うというよりも世帯での責任を連座というか、そういうふうにしていただく

というふうな意味合いも持っているのかなというふうに思っております。

それから、ちょっと飛ぶかもしれませんが、障害者の自立支援法の関係なのですけれども、障害者の自立支援サービスを平成 18 年からスタートしまして、自立支援サービスを受け始めている方で、介護保険が適用になって利用されている方というのは2名です。確かに委員さんおっしゃるように、65 歳前に障害者の自立支援法のサービスを受けて、65 歳になってから介護認定を受けるというふうになりますと、介護保険のサービスのほうが優先されるというふうになるわけですが、ただそこで介護保険にすっきり移行してしまうかといいますとそうではございませんで、もし障害者支援のほうのサービス、別メニューもあるわけですね。それはそれとして使います。それに仮に共通のもの、例えばホームヘルプサービスですとか、今まで使っていたホームヘルプサービスを介護保険の認定になって、制限をいっぱいいっぱい使っても足りないというふうな場合には、障害者のほうのホームヘルプを使えるというふうな形で、決してマイナスにはなっていないというふうになっております。ただ、高額になってまいりますので、高額の制限や何かはもちろんあるのですけれども、一たんは支払いをしていただきまして、償還払いというふうな形で行っております。

それから、サービスの利用の関係ですけれども、それぞれの認定の度合いによって制限があるわけですが、それをすべて制限いっぱいに使っているか、それともある程度余裕のある範囲で使っているかというふうな人

数の把握というのは特に、申しわけないのですけれども、してございません。

それから、居宅サービスを使っていた方が施設サービスに移られた人、この人数ですけれども、特にこれの把握というのは難しいのです。ただ、昨年度の新たに施設を入所された方や何かを申し上げてみますと、介護老人福祉施設が 43 名、それから介護老人保健施設が 7 名、それから介護療養型医療施設が 12 名ということで、平成 20 年度中に 62 名の方が施設のほうに入所されております。

それから、社会福祉協議会の利用の占める割合ということなのですが、それぞれの居宅介護サービス費の支払いの報酬額を全体の介護給付費の割合と計算しますと、24.1%というふうになっております。

それと、最後の移送サービスの関係なのですが、介護保険では移送サービスというのはございませんで、介護保険以外で現在は福祉有償運送、こういったものがございまして、特に町から予算的なものを何か出しているというのではないのですけれども、町がかかわっているのはこの中の協議会、福祉有償運送運営協議会というのがございまして、そういった中の会議の中には参加をしております。それは、事業者のほうで申請を上げてまいりまして、それに対して必要かどうかとか、内容の審査を行ったりなんかする協議会なのですけれども、そちらには各市町村がかかわっております。あとは福祉有償運送につきましては、ご本人が直接事業者の会員になって、それで利用に応じた負担を払うというふうな形で行っております。

〔何事か言う人あり〕

○岩澤浩子健康福祉課長 介護予防のメニューの効果というふうなことで  
すよね。それにつきましては、包括支援センターのほうで特定高齢者の事業、  
それから一般高齢者の事業、こういった形でさまざまないろいろな介護に結  
びつかない事業を行っておりますので、目に見えてこうというふうなかな  
か数字的なものはあわせませんけれども、効果的には出ているものという  
ふうに思っております。

以上です。何かもし答弁漏れがありましたらお願いいたします。

〔「答弁漏れ1ついい」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 答弁漏れについて、わからないみたいです。

○渋谷登美子委員 介護保険料が7万 693 円ですよね、1世帯当たり。と  
いうふうな平均が。それについては他の自治体と比較してどのように考えた  
らよいのかということなのですが。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 介護保険料につきましては、平成 20 年度まで  
は第3期ということで、嵐山町につきましては年額4万 9,000 円というような  
形で、月額にしますと4,083 円、これは全国平均よりも若干下回っておりま  
すけれども、郡内のあたりから比べますと高いほうに分類しております。申  
し上げますと、全国では4,090 円、郡平均では3,778 円というふうになっ  
てございます。決算でございますので、平成 20 年度の数字ですけれども、

本年度から第4期が始まりまして、今年は4,000円ということで減額という  
か、落ちておりまして、全国平均のほうは4,160円ということで大分差が出  
てきております。

以上です。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 社協のほう、移送サービスの問題というのは介護にか  
かわる人にとってはかなり大きな問題になってきていると思うのですけれど  
も、これは本来はホームヘルプの中ではヘルプ事業の中で、本当は町内の  
中はホームヘルプ、居宅介護サービスの中で行われていたのではないかな  
と思うのですけれども、それで町内以外のところは有償サービスを使うとい  
う形が現在使われているのではないかと思うのですけれども、その点の把  
握というのはされていないですか。

移送サービスというのはかなり人が動かなくてはいけないので、利用率  
というのは本当は把握しておかないとみんな動けないですよ。その部分  
の把握というのはこれからは今も必要ではないのですか。これはどうな  
のですか。それが予防メニューなどにもかかわってくるかと思うのですが、い  
かがでしょう。

あとそれと、もう一つですけれども、嵐山町の平均保険料は7万693円  
で、18万円以下の方が4万4,560円というのは私ちょっとびっくりしてしま  
ったのですけれども、かなり皆さん高齢の方でも18万、年間の平均所得が

低いというふうに考えてよろしいのでしょうか。このところがちょっとわからないのですけれども。平均保険料になってくるので、具体的には実際の部分というのは高額な方もいらっしゃると思うのですが、これは結構きついかなど思って、実際に見てみますと、4分の4の方と4分の5の方が60%近くになりますよね。でも、これで7万693円というのは私は、それで18万円以下の方が4万4,560円という形ですよね、平均保険料が。これは、結構嵐山町自体はやはり介護保険にかかわる1号被保険者というのは所得が低いというふうに考えてよいのかどうか伺いたいと思うのですけれども。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 最初の移送サービスの関係でございますけれども、確かに以前にはホームヘルパーさんが車に乗せて、例えば通院ですとかお買い物や何かに同乗して乗っていたというふうなケースはございましたけれども、道路交通法の関係からやはりその辺がうまくないというようなことがずっと定められてきておりました。平成18年の5月に道路交通法の改正がございまして、それを受けて福祉有償運送のほうにかわったというふうになっております。ですから、今はヘルパーさんが介護者の方を乗せて送迎をするというふうなことはなくなっております。

それから、もう一つのほうの介護保険料の関係なのですけれども、確かに先ほども申しあげましたけれども、年金所得以外になくて年金所得が18万円以下の方について、この保険料を納めるというのはちょっと厳しいかな



というふうには感じてはおりますけれども、国のほうから調整交付金というのが基本的には5%来るといふふうになっておりまして、これが一つには後期の高齢化率によっても違うのですけれども、保険料の段階区分別で全国と比べまして割合が決まってくるのです。その5%というのが嵐山町については2.69%ということで、高齢化率が低いということも一つにはあるかと思っておりますけれども、やはり所得の段階別の区分を見ますと、平均嵐山町は比較的高いといふふうにとられているというのが一つにあるのです。ただ、それだからといって18万以下の人が少ないかどうかというのはちょっとあれなのですけれども、所得自体については嵐山町は全国レベルでは高い部類に入っているのかなといふふうにとらえています。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 介護保険料のほうもうちょっと勉強してみないと質問できないのですけれども、となりますと、移送サービスの関係ですけれども、介護保険料のほかにこの方たちは移送サービス料として金額を支払わないと移送サービスを受けることができないといふふう考えたほうがいいわけですね。その場合の実際の例えば病院に行ったり、それから施設に、施設はどうかかわからないですけれども、その負担というのはすべて全額介護被保険者のほうで支払うといふふうな形になって、それについてどの程度金額を支払われているかといふふうな、被保険者のほうが負担しているかといふふうな統計というのとはとられていないですか。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 移送サービスの関係ですけれども、これは介護保険とは全く切り離して考えていただくような形でして、これは先ほど申し上げましたけれども、ご本人が事業所と契約を結んでいただいて、それで利用の、入会金とかというのがあるのですけれども、利用料を距離と時間に合わせて払うというふうな形になっております。例えば例を申し上げますと、通常のタクシーとは全く違いまして、1キロ 30 円、時間にしますと 30 分で 500 円というふうな形で、比較的安価な金額で利用できるというふうになっております。

○河井勝久委員長 以上で総括的な質疑を終了いたします。

これですべての質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これより第 68 号議案 平成 20 年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○河井勝久委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時47分

再 開 午後 4時58分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 第69号議案 平成20年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は一括して行います。

どうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 説明書の202ページ、歳入の状況の使用料及び手数料の件ですが、19年度に比較して20年度が初めての減ではないかということとで説明あったわけですが、景気の後退というのがここは大きいのでしょうか。どういうふうな分析をされているのか伺いたいと思います。

それから、206ページの負担金の件なのですが、日本下水道協会、これがちょっとふえているのです。協会にはどういう負担割合でお金を払うのか

伺いたいと思います。

それから、1つ飛ばして下に来て埼玉県市町村総合事務組合、これはどんなことがされるので、負担金を払っているのか伺いたいと思います。これも若干上がっていますよね。

それと、209 ページの中ほどの負担金の市野川流域下水道維持管理費、不明水のところですね。20 年度は 6.2%ふえたということで、不明水、補正でも出ましたけれども、志賀2区の関係でここは大幅にふえているということが、大幅と言うと怒られるかもしれない。6.2%だと大幅ではありませんけれども。その不明水の原因はどこであるということで考えているのか伺いたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 まず、使用料の減の問題なのですけれども、どういうふうに考えているかということなのですけれども、ここのところでもご説明申し上げましたけれども、昨年のはやはり前年度を上回るペースで一応伸びていたのです。それで、後半に入ってやっぱり失速をしたということなので、やはり花見台工業団地、そういうふうなところの企業の減が大きいということで、やはりそれも景気の影響を受けていたというふうに言えると思います。花見台工業団地、申し上げましたけれども、112 万円ほど減っているのです。ですから、その辺のところやはり大きいというふうに考えております。

それから、日本下水道協会の負担金なのですけれども、これ基本額が5万円というのがある。それから、調整額というふうな関係で1万5,000円だとか、そういうふうになっております。これ若干ふえていますけれども、会の請求の若干これが基本額そのものは変わっていないと思うのですけれども、調整額のところで若干変わっているのかなというふうなことでございます。

それから、退職手当の関係ですけれども、これにつきましては退職手当の.....

〔何事か言う人あり〕

○小澤 博上下水道課長 消防事務組合というのは退職手当の関係です。ですから、それで上がったということをご理解いただきたいと思います。

それから、あと不明水とかそういう関係なのですけれども、これ伸びたのは不明水が伸びたというより、不明水も伸びたのでしょうかけれども、結局不明水が伸びたということになってしまう。平成20年度は、不明水が18%の割合になってしまったのです。19年度は12.9なのです。これも途中までは負担金21.8%というふうなことで、20年度の補正のときはお願いしたわけです。最終的にこの金額になったのは、ほかの3町との話し合い等で調整をしていただいて、20年度についてはこの金額で6.2%の範囲内でおさまったということなのです。不明水が18%を超えている最初の段階だったらどこまで行くかわからないような、そんな感じだったのでございますけれども、最終的に18.9でおさまったということで、それは3町で負担金の調整をした結

果ということをお願いいたします。

以上です。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 使用料なのですが、そうしますと家庭の部門は減ってなくて、事業所の部門が減っているという理解でよろしいのでしょうか。202ページですけれども。その点をちょっと確認したいと思います。

それから、206 ページの下水道協会への負担金ですが、ちょっとよくわからないのです。基本額が5万円で、あとは調整で操作されるということで、はっきりしっかりしたもので来ているのでしょうかけれども、19 年が 11 万 5,000 円ですから、3万 5,000 円、いきなり上がったわけですがけれども、もう少し調整額はどのようなものかというのがもしお話しできるようでしたら伺いたと思います。

それと、不明水ですが、3町で話し合って 6.2%で抑えてもらったということですか。不明水に係る費用というのは、そうするとかなり膨大な金額になったわけですね。嵐山町分が 6.2%分でおさまったということで。よくそれで、ありがたい話なのですからけれども、ほかの町が負担をその分しているということになるのですか。ちょっとその仕組みだけ伺いたいのですから。

○河井勝久委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 使用料なのですからけれども、花見台で 112 万 8,000 円減っているということで、全体の金額も減っているには減っている

わけです。130 万ぐらい減っているわけで、130 万と 112 万の差というのは 18 万ぐらいですよ。ですから、家庭のほうについては、ただ戸数がふえているので、全体的なものについてはやっぱり減っているのかなという気がしますけれども。

それと、下水道協会のほうなのですから、ここにあるのは去年の請求書の内訳だけなのです。それが基本額が 9 級ということで 5 万円ということで、それから調整額ということで、公共下水道の事業規模ということで、これ 6,200 万円が事業規模であって、これが 12 級というふうなところで、これが 1 万 5,000 円だったです。それから、調整額として有収水量のところでは 111 万 5,000 立米、それを足したものがふえると。これちょっとわからないですね。昨年よりふえたかというところ。

〔何事か言う人あり〕

○小澤 博上下水道課長 事業規模がふえたということで。

〔「補助事業うんとやればふえてくるんです」

と言う人あり〕

○小澤 博上下水道課長 補助事業をふやせばその分だけふえていくということでご理解いただきたいと思います。

それから、不明水のところなのですから、これについてはやっぱり小川町が 12 月現在では減っていたのですよ。14.5%ぐらい減ったということで、参考資料 12 月のときにお示しましたよ。そこのところで、やっぱり

小川が14.5%減って、嵐山が21.8%ふえたというのは、これは理解できないということで、そこで話したわけなのです。それで、ある年有収水量とかそういうふうなところから持ってきて、有収水量までについては負担をいただくということで、ただ時期的に、これは今年の2月と3月ごろだったので、調整がなかなかできる、予算ありましたので、調整できる範囲内で小川のほうにある程度負担増をお願いして、そして嵐山町のほうが減ったと、そういうことをご理解いただきます。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これより第69号議案 平成20年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○河井勝久委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。



暫時休憩いたします。

休 憩 午後 5時13分

再 開 午後 5時15分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 第70号議案 平成20年度嵐山町水道事業決算認定  
についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は一括して行います。

どうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 決算書の345ページの特別損失ですが、説明があつたのかもしれませんが、どんな損失だったのか伺いたいと思います。

それから、今度民主党政権になるということで、ハツ場ダムが中止だという方向で、大変結構な方向を出していただいているなと思います。ここも含めての負担金というのが水源開発負担金という中で入っているのか、ほかの負担金が入っているのか教えていただきたいのと、トータルでどのぐらい

の負担を嵐山町は八ツ場ダムの関係ではしているのかわかりましたら伺いたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 富岡副課長、答弁をお願いします。

○富岡文雄上下水道課施設担当副課長 それでは、八ツ場ダムの負担金の関係について説明させていただきます。

先ほど水源開発負担金というのがうちのほうで、資本剰余金か何かにあるかと思うのですけれども、これは当時各開発の業者が5戸以上だったか、50立方以上だったかな、の水を使用する開発をしたときに、水源開発負担金という形で平成元年から11年ぐらいまでの間、ちょっと年数がはっきりしないのですけれども、そのころいただいていた水源開発負担金が6,000万ぐらい、これがあるわけです。したがって、八ツ場ダムの負担金とは水源開発負担金は関係がございません。それで、直接町から八ツ場ダムに対しての負担金というのは支払っておりません。恐らく県のほうから、県にダムの関係の支出する部分がありまして、そこから八ツ場ダムの開発に対して負担金が出ていると思います。

以上です。

○河井勝久委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 特別損失ですけれども、これは不納欠損です。

○川口浩史委員 どうして不納になったか、理由が。

○小澤 博上下水道課長 理由は、一応不納欠損ということで時効で落としました。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 不納欠損の関係なのですが、納められなくなった理由、よく使用するだけ使用して引っ越していったのかとかというようなことがありましたけれども、そのような理由がわかりましたら伺いたいと思います。

それから、350 ページの水源開発負担金なのですが、そうするとこれは具体的にはどこに負担を出しているお金ということになるのでしょうか。

以上です。

○河井勝久委員長 富岡副課長。

○富岡文雄上下水道課施設担当副課長 350 ページの水源開発負担金ですけれども、これは受贈財産の評価額ということで、水道事業が開発する業者等からいただいたものです。したがって、水道事業から支出したものではなくて、水道事業会計に入ったものがこの水源開発負担金ということで、その辺ご理解いただきたいと思います。

○河井勝久委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 不納欠損の関係ですけれども、居所不明というふうな方です、ほとんどが。徴収率をちょっと見てもらいたいと思うのですが、業務報告の参考資料のところの4ページ、業務報告の参考資料お持ちでしたら、そのところに最終的には、業務報告参考資料お持ちですか。4ペー

ジ、このところで最終的に収納率が16年から21年度までが載っていますけれども、ほとんど最終的には99.83だとか99.76、こういうふうになっていますので、今年度については95.43%と、3月31日現在ではそういうことなのですけれども、最終的にはこういうふうになっていますので、ほとんどが居所不明、そういうふうな方ぐらいしかないということでございます。

○河井勝久委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これより第70号議案 平成20年度嵐山町水道事業決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○河井勝久委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

---

### ◎閉会の宣告

○河井勝久委員長 以上をもちまして、決算審査特別委員会に付託されま

した決算議案7件の審査をすべて終了いたしました。4日間にわたりまして慎重審議大変お疲れさまでした。また、町長、副町長、教育長及び監査委員をはじめとする説明員の皆様には、大変お忙しい中出席いただきまして、まことにありがとうございました。

なお、決算審査特別委員会の審査報告につきましては、正副委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 では、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時23分)